

日立市子ども・子育て支援計画

ひたち子どもプラン 2015

平成27年度～平成31年度



平成27年 3月

日立市

はじめに

子どもたちは、私たちに希望と喜びを与えてくれるかけがえのない存在であり、社会にとっては、未来を担う大切な存在であります。

これまで本市では、すべての家庭で安心して子育てができるよう、子育て家庭を支える様々な取組を推進するとともに、将来の日立市を担う人材を育成するため、産業や人材、文化など、これまで育まれてきた資源を活かし、教育や文化活動にも力を注いでまいりました。

しかしながら、子育ての過程では悩みや苦勞も多く、特に、社会状況が大きく変化している昨今においては、保護者にかかる負担がこれまでも増して大きくなっております。

そのような中、平成24年8月には、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、「子ども・子育て支援法」と関連2法が成立し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を目指して、本年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることとなり、地域のニーズに基づいた計画の策定が求められております。

このような状況を踏まえ、本市では、今般、子ども・子育て支援法に基づく市町村計画として、「ひたち子どもプラン2015」を策定しました。

本計画では、これまでの取組を継承しつつ、すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるよう子どもやその家庭を地域全体で支えていく社会の実現に向け、5つの重点施策を掲げております。

本計画の推進には、市民の皆様をはじめ、コミュニティや各種ボランティア、関係機関などとの連携を図り、地域を挙げての協働での取組が不可欠であると考えておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケート調査などを通じて、貴重な御意見をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心に御審議をいただきました「日立市子ども・子育て会議」委員の皆様、関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

日立市長 吉成 明



目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	5
3 計画の期間.....	6
4 計画の策定・推進体制.....	7
第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の変化	8
1 子どもと家庭の状況.....	8
2 教育・保育施設の利用と保護者の状況.....	13
3 特別な支援を必要とする子どもと家庭.....	21
第3章 計画の基本方向	24
1 計画の基本理念.....	24
2 基本目標.....	25
3 計画の施策体系.....	26
4 重点施策.....	27
第4章 施策の展開	28
基本目標Ⅰ すべての子どもが健やかに育つ環境をつくる	28
1 妊娠・出産から乳幼児への切れ目ない保健対策.....	28
(1) 妊娠・出産の支援.....	28
(2) 子どもの成長、育児の支援.....	29
2 医療の確保.....	31
(1) 医療体制の整備.....	31
3 特に配慮が必要な子どもと親への支援.....	32
(1) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援.....	32
(2) 特別な支援を必要とする子どもに関する相談・支援.....	33
4 児童虐待防止対策.....	35
(1) 妊娠期からの児童虐待防止対策.....	35
(2) 要保護児童対策.....	36
基本目標Ⅱ すべての家庭が子育てをしやすい環境をつくる	38
1 地域の子ども・子育て支援の充実.....	38
(1) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実.....	39
(2) 子育て家庭に対する支援.....	40
2 安心して遊べる環境の整備.....	42
(1) 安全な遊び場の提供.....	42
3 働きながら子育てしやすい環境の整備.....	43

(1) 多様な保育サービスの提供.....	44
(2) 放課後児童クラブの充実.....	45
(3) ワーク・ライフ・バランスの実現.....	46
4 ひとり親家庭の支援.....	47
(1) ひとり親家庭の支援.....	47
5 経済的負担の軽減.....	48
(1) 経済的支援.....	49
(2) 子どもの貧困対策.....	51

基本目標Ⅲ 質の高い幼児教育・保育の体制を整える.....52

1 幼児教育・保育の充実.....	52
(1) 幼児教育・保育環境の整備.....	53
(2) 教育・保育の質の向上.....	55

基本目標Ⅳ 子どもの成長と自立を促進する.....57

1 子どもの健全育成と安全の確保.....	57
(1) 小中学生の健全育成.....	58
(2) いじめ、不登校対策.....	59
(3) 安全対策.....	61
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策.....	62
(1) 思春期保健の充実.....	62
(2) 早期の生活習慣病予防の支援.....	63
3 社会を担う次世代の育成.....	63
(1) 自立についての啓発.....	64
(2) 出会い・結婚支援.....	64

第5章 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」(子ども・子育て支援事業計画).....66

1 子ども・子育て支援事業計画.....	66
2 子ども・子育て支援事業計画に定める事業.....	66
3 教育・保育等の提供区域の設定.....	68
4 「量の見込み」と「確保方策」について.....	70
5 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」.....	72
6 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」.....	77

第6章 母子保健の推進.....90

1 母子保健計画.....	90
2 母子保健施策の体系.....	90
3 母子保健の指標及び目標.....	91
4 母子保健事業の実施計画.....	95

資料編.....98

【本文中の*印の付いている用語については、資料編120ページに用語解説があります。】

策定の背景と趣旨

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等からの子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な社会状況となっています。

また、子どもの数が減少し兄弟姉妹の数も減少している中、乳幼児期において異なる年齢層が交流する機会が減少するなど、子どもの育ちの環境が変化しています。

さらに、共働き家庭が増加している一方、出産期の支援体制の不十分さから、出産を機に就労を断念する女性がまだまだ多い状況にあり、その状況を改善することに加え、女性の社会参加促進の観点からも、子育てを支援する環境の整備が求められています。

それらを改善するため、子どもの育ちや子育てをめぐる環境を整備し、子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、喜びを感じることでできる子育てを地域全体で支える社会の実現に向けたシステムをつくる必要があります。

国においては、「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境」を整備するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。その後、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

本市においては、平成14年に日立市少子化対策計画『ひたち子どもプラン21』を、また、平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に母子保健計画を包含した『ひたち子どもプラン21推進行動計画』を、平成22年には日立市少子化対策計画『新ひたち子どもプラン21』を策定してきました。これらの計画においては、「次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち」を目標に掲げ、出会い・結婚期から子育て期までの総合的な少子化対策・子育て支援に取り組んできました。

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、すべての子どもの健やかな育ちと子育てを支えることを、社会全体で取り組むべき最重要課題として、子どもにとって最善の環境が実現される社会を目指しています。

本計画は、この新たな制度の計画的な推進を図るとともに、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実等に向けた取組などを総合的に推進し、子どもたちの健やかな育ちを実現するため策定したものです。

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもに良質な成育環境を保障し、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的として、以下の取組を進めます。

1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

保育園・幼稚園・認定こども園を通じた共通の給付制度が創設されます。また、幼児期の教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」について、これまで複雑だった設置手続の簡素化や、財政支援の充実・強化などにより普及を進めます。

【認定こども園の主なメリット】

- 保護者が働いている、いないにかかわらず利用が可能
- 保護者の就労状況が変化しても継続して利用が可能
- 地域の子育て世帯のために、子育て支援事業を実施

2 保育の量的拡大・確保

地域のニーズを踏まえ、待機児童^{*}解消のため保育の受入人数を増やすとともに、子どもが減少傾向にある地域の保育も支援します。

【待機児童解消のために行うこと】

- 少人数の子どもを預かる施設などへの支援
- 多様な保育の充実と、受入人数の拡大

3 地域の子ども・子育て支援の充実

すべての子育て家庭を対象に、子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域のニーズにあわせた子育て支援を、より一層充実していきます。

【地域子ども・子育て支援事業】＝特に充実させる指定事業

- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 放課後児童健全育成事業 ほか

子ども・子育て関連3法

幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、子ども・子育てに関連する次の法律が制定されました。まとめて「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

子ども・子育て支援新制度における教育・保育**【教育・保育施設】**○ **保育園**

国が定めた設置基準を満たして県知事に認可された認可保育所のことで、日立市では保育園と呼んでいます。公立・私立とも市が入所の調整を行います。

○ **幼稚園**

満3歳から小学校就学前の子どもの心身の発達のため幼児教育を行う学校です。本市の私立幼稚園は満3、4、5歳児、公立幼稚園は満4、5歳児が対象です。

○ **認定こども園**

教育と保育を一体的に行う施設です。0、1、2歳児については保育園と同じ体制で保育を行います。3、4、5歳児については保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて教育を行うとともに、長時間利用が必要な子どもには、保育園と同じ体制で保育を行います。（園によって受入可能な年齢が異なります。）

【地域型保育事業】

0～2歳児の保育を行う小規模（20人未満）な保育施設を、新制度において市町村の認可対象として保育の場を増やすものです。

○ **小規模保育事業**

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的な雰囲気の下、きめ細かな保育を行います。

○ **家庭的保育事業**

自治体の認定を受けた保育者（保育ママ）が、保育者の居宅などに設けた保育室で、少人数（定員5人以下）を対象に保育を行います。

○ **居宅訪問型保育事業**

障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域において、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

○ **事業所内保育事業**

新制度では、事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

【新制度以外の保育施設】○ **認可外保育施設**

乳幼児の保育を目的とする施設で、知事の認可を受けていない施設です。対象者や開園時間など、柔軟な運営が可能です。事業所内保育施設を含め、保育の不足や保護者の就労形態の多様化に柔軟に対応し、保育需要の担い手の一つとなっています。

2

計画の位置付け

(1) 子ども・子育て支援法に定める市町村計画

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的とするものです。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として、日立市少子化対策計画『新ひたち子どもプラン21』の内容を継承します。

(3) 母子保健計画

母子保健法及び国民運動『健やか親子21（第2次）』に基づく母子保健計画を一体としています。

(4) 母子家庭等及び寡婦自立促進計画

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく『母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための自立促進計画』を一体としています。

(5) 日立市総合計画を踏まえた計画

市政運営の基本方針となる日立市総合計画を上位計画として、子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するものです。

(6) 各分野別計画との整合性の確保

『日立市学校教育振興プラン』、『日立市地域福祉計画』、『日立市障害福祉計画』、『ひたち健康づくりプラン21』、『ひたち男女共同参画計画』など、関連する計画との整合性を確保します。



3

計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を計画期間とします。計画期間中に、社会情勢の変化や関係法の改正等があった場合には、必要に応じて計画の内容を見直します。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画策定	計画期間				

4

計画の策定・推進体制

(1) 計画の策定

ア 日立市子ども・子育て会議による審議

平成25年6月に子ども・子育て支援法第77条に基づく市の附属機関として、日立市子ども・子育て会議を設置し、計画の策定及び幼児施設の利用定員の設定等に係る審議を行いました。

イ 庁内体制の整備

日立市子ども・子育て支援計画策定庁内連絡会議を設置し、保健福祉部子ども局が事務局となって、保育園・幼稚園・認定こども園等及び地域子ども・子育て支援事業等の担当部局が相互に連携して計画策定を進めました。

ウ 利用状況、利用希望、市民の意見の反映

計画の策定に当たっては、小学校就学前の子ども及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握するとともに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の必要量を推計するため、子育て支援に関するアンケート調査を実施しました。

また、日立市子ども・子育て事業者懇談会などを通し、事業者等との連携を図るとともに、計画案に関するパブリックコメント*を実施し、広く市民の意見を反映しました。

(2) 計画の広報・周知

市民や事業者、関係団体等が計画の理念を共有し、地域全体で子育て支援に取り組むために、計画内容の広報・周知に努めます。

(3) 計画の点検・評価

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、庁内における推進体制を整備するとともに日立市子ども・子育て会議において、毎年度、施策の実施状況等について点検・評価し、必要に応じて改善を図ります。

また、計画の推進状況について、市のホームページなどを活用して、公表します。



1

子どもと家庭の状況

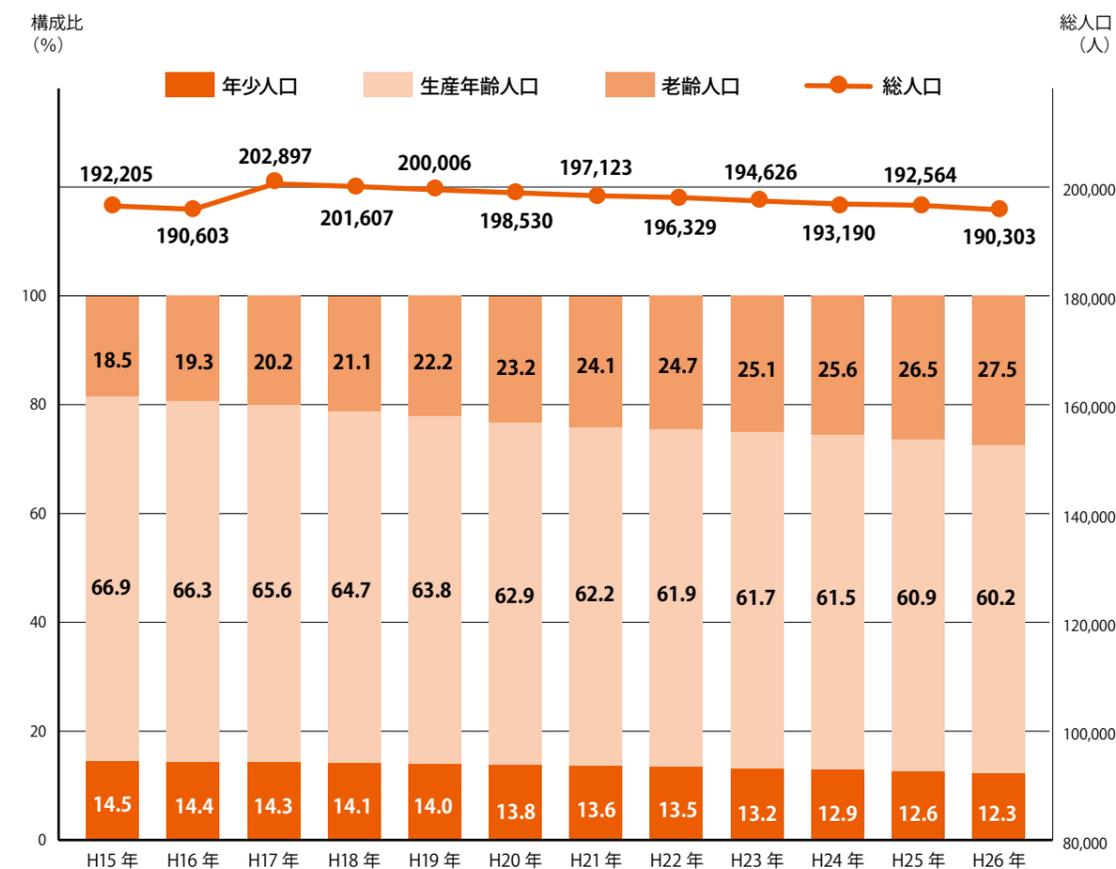
(1) 人口の推移

ア 人口と人口構造

本市の人口は、昭和58年をピークとして減少に転じ、平成16年11月の日立市と十王町との合併により一時20万人を超えたものの、その後は減少が続いています。

人口構造を年齢区分別に見ると、老年人口（65歳以上）の割合が増加し、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）の割合が減少する少子高齢化が進んでいます。

図-1 年齢3区分別人口の構成比と人口の推移

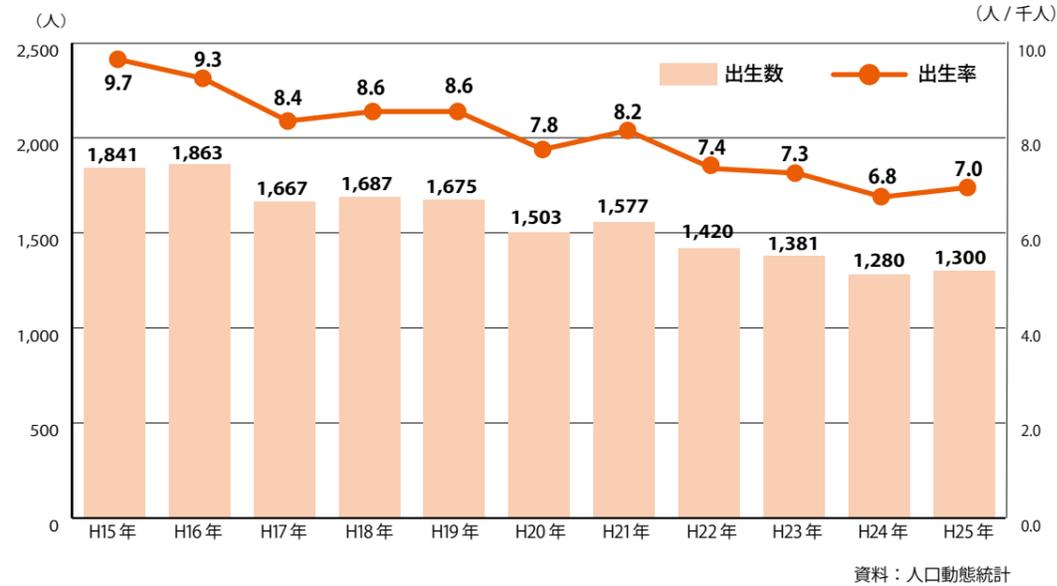


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

イ 出生数・出生率

本市の出生数は、おおむね減少傾向にあり、平成25年の出生数は1,300人、出生率は7.0となっています。(出生率の平成25年全国値は8.2、茨城県は7.7)

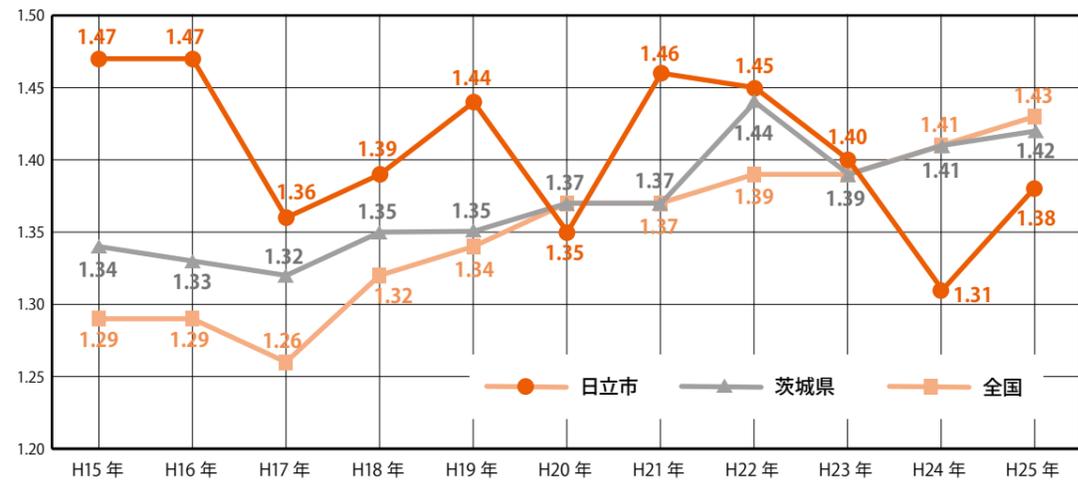
図-2 出生数と出生率



ウ 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、おおむね全国値、茨城県値を上回っていましたが、徐々に減少して、平成24年からは全国値、茨城県値を下回っています。

図-3 合計特殊出生率の推移



※ 合計特殊出生率とは、その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、女性が一生に産む子どもの数に相当します。

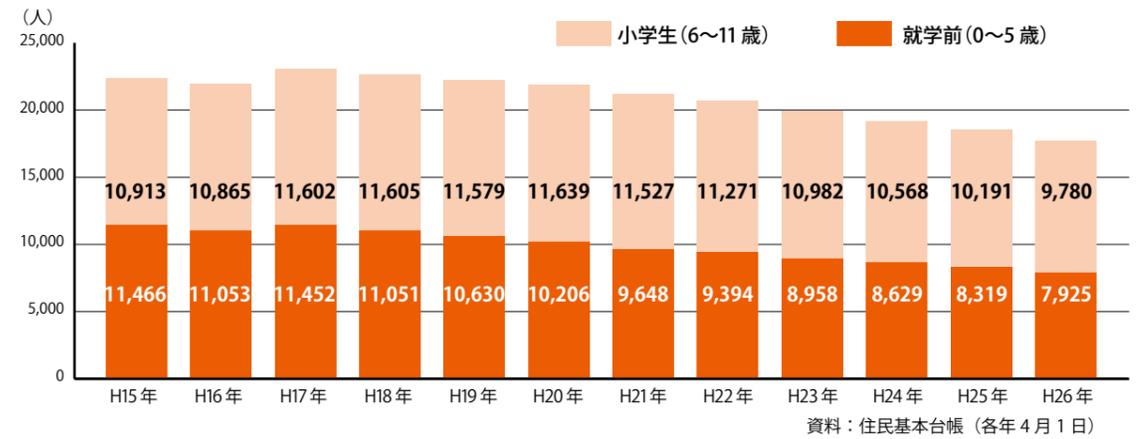
エ 子どもの人口

本市における子どもの人口は、年々減少しています。

特に、就学前児童の人口の減少率は高く、十王町との合併後の平成17年に比べ約30%減少し、平成26年の就学前児童人口は7,925人となっています。

一方、小学校児童数は平成17年に比べ約15%減少しており、就学前児童と比べて減少率は低いものの減少傾向が続いており、平成26年の小学校児童数は9,780人となっています。

図-4 子どもの人口の推移



オ 人口推計

平成27年から31年の子どもの人口を、住民基本台帳人口(各年4月1日現在)に基づき、コーホート変化率法*を用いて推計し、教育・保育の必要量等の算出の基礎としました。

図-5 平成27年から31年の推計児童人口

推計人口	児童年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0~5歳合計
	平成27年		1,192人	1,279人	1,295人	1,388人	1,359人	1,480人
平成28年		1,152人	1,221人	1,311人	1,327人	1,423人	1,393人	7,827人
平成29年		1,120人	1,180人	1,251人	1,343人	1,360人	1,459人	7,713人
平成30年		1,094人	1,148人	1,209人	1,281人	1,376人	1,394人	7,502人
平成31年		1,069人	1,122人	1,177人	1,238人	1,312人	1,410人	7,328人

推計人口	児童年齢	6歳児(小1)	7歳児(小2)	8歳児(小3)	9歳児(小4)	10歳児(小5)	11歳児(小6)	6~11歳合計
	平成27年		1,364人	1,515人	1,524人	1,536人	1,700人	1,693人
平成28年		1,472人	1,352人	1,508人	1,526人	1,540人	1,695人	9,093人
平成29年		1,386人	1,459人	1,345人	1,510人	1,530人	1,535人	8,765人
平成30年		1,451人	1,374人	1,451人	1,348人	1,514人	1,525人	8,663人
平成31年		1,386人	1,438人	1,367人	1,454人	1,352人	1,509人	8,506人

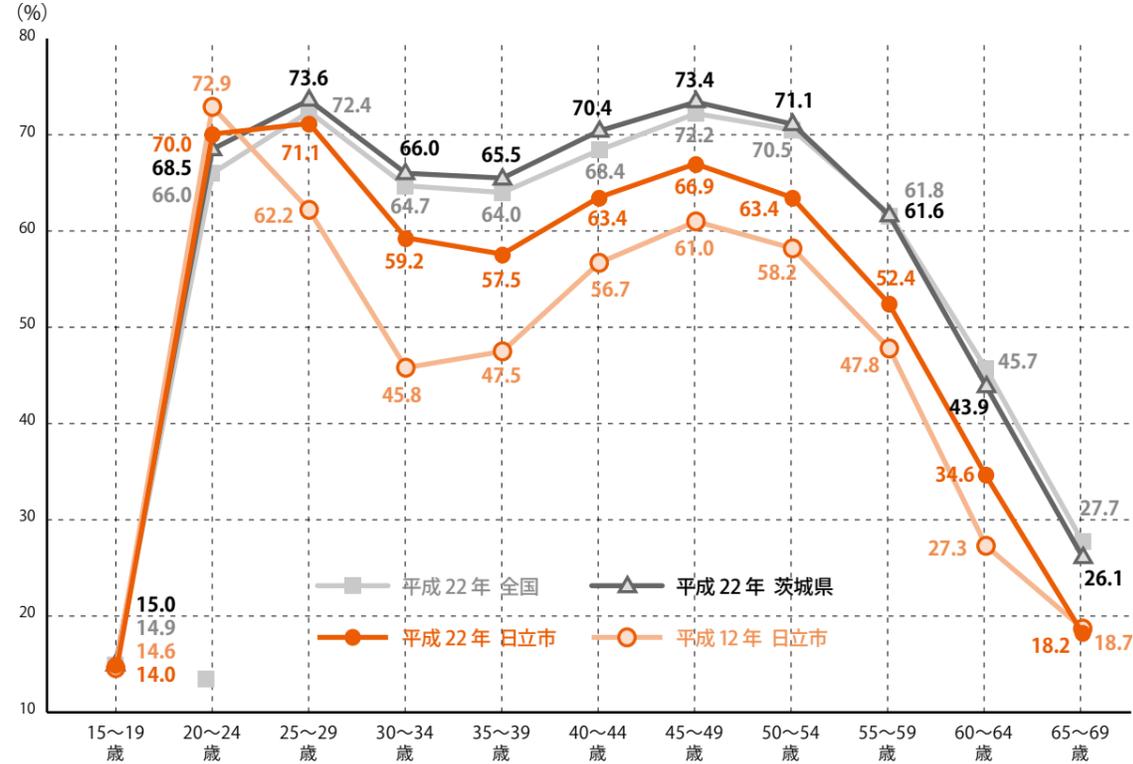
(2) 働く女性の状況

ア 女性の労働力率

平成22年の女性の年齢階級別労働力率（就業者及び完全失業者の割合）は、35歳～39歳を底としたM字型曲線を描いており、「中断再就職型」のライフスタイルをとる女性が多いことを示しています。本市の女性が全国・茨城県よりも深いM字を描いているのは、子育て期に就業を中断する女性が多いことを示しています。

ただし、平成12年と比較すると、25歳以上の女性の労働力率が上昇しており、子育て期にも働く女性が増えているほか、未婚化・晩婚化が影響していると考えられます。

図-6 年齢階級別 女性の労働力率



資料：国勢調査

イ 母親の就労

平成25年日立市子育て支援に関するアンケート調査結果では、小学校就学前の子どもの母親の就労は5年前の調査と比べて増えており、特にフルタイムでの就労が大きく増加しています。以前は就労していたが現在は就労していない母親が減っていることから、出産後も就労を続ける女性が増えてきていることがわかります。

小学生の母親は、半数以上が就労していますが、その約6割がパートタイム・アルバイトです。

働き方については、パートタイム・アルバイトで就労している母親の半数以上が、現状での就労を続けることを希望しており、子育てをしながら一定時間内での就労を希望する傾向があると考えられます。

図-7 小学校就学前の子どもの母親の就労状況

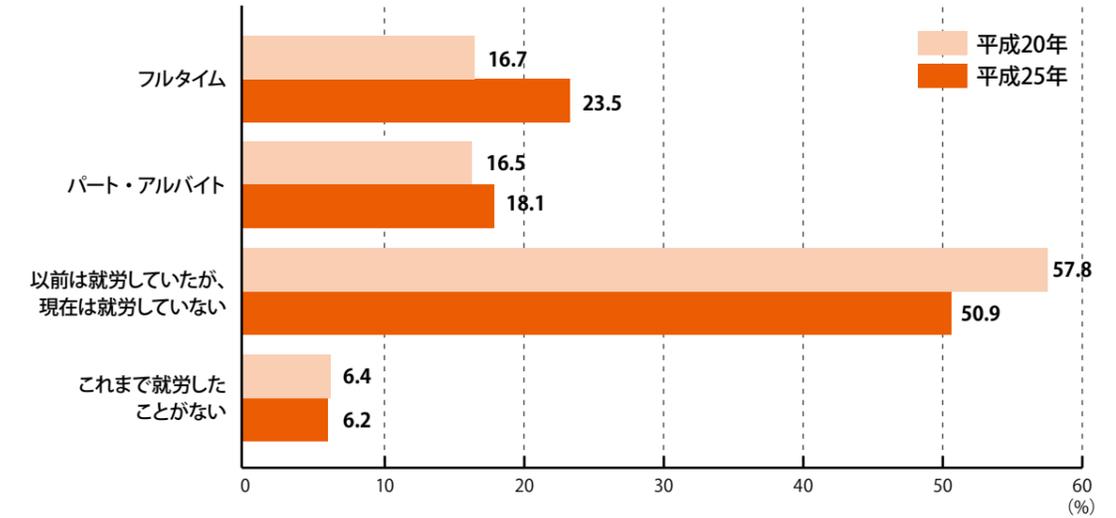


図-8 小学生の母親の就労状況

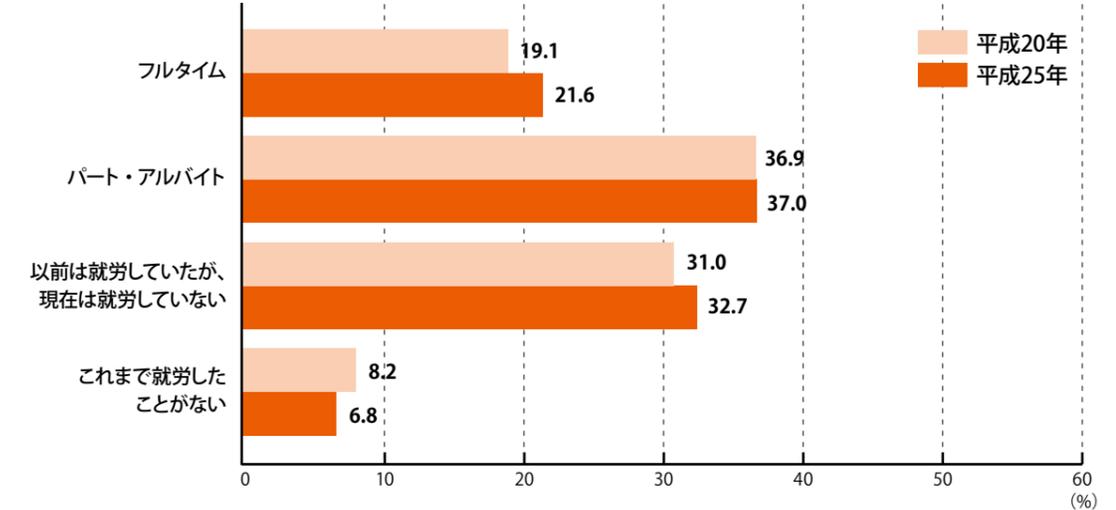
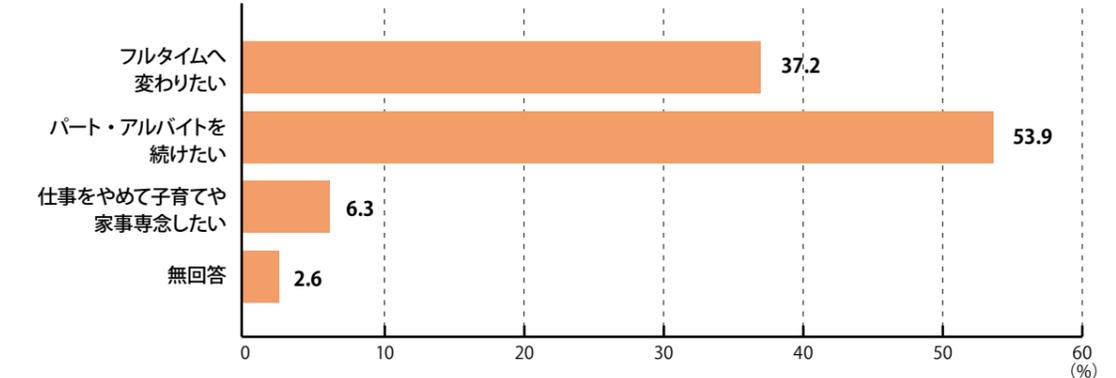


図-9 パートタイム・アルバイトで就労している未就学児の母親の就労変更希望



資料：平成25年日立市子育て支援に関するアンケート調査

(1) 小学校就学前の子どもの教育・保育

ア 教育・保育施設の利用状況

(ア) 保育園

保育園は、22園（公立11園、私立11園）あります。園児数は増加傾向にあり、平成20年度には1,680人でしたが、平成26年度は1,827人（公立730人、私立1,097人）となっています。

(イ) 幼稚園

幼稚園は、34園（公立16園（うち2園休園）、私立18園）あります。園児数は減少傾向にあり、平成20年度には3,109人でしたが、平成26年度は2,290人（公立幼稚園500人、私立幼稚園1,790人）となっています。

(ウ) 認定こども園

平成18年度に茨城県最初の認定こども園（私立）が本市において誕生し、平成22年度に更に1園（私立）が認定こども園になりました。また、平成26年度には公立の認定こども園が誕生しました。

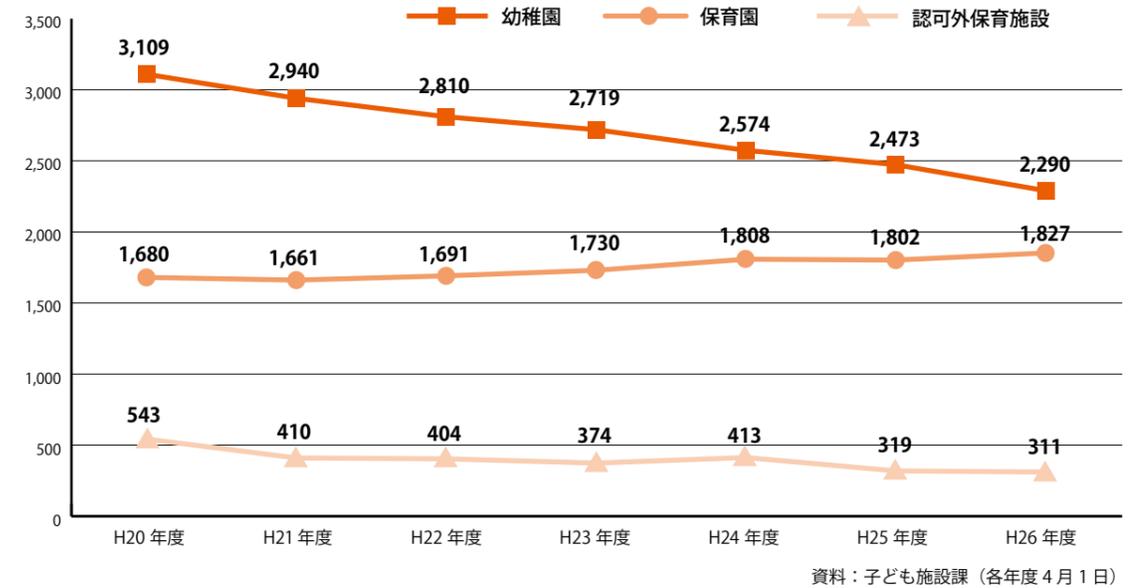
平成26年度では、幼保連携型認定こども園が3園（私立2園、公立1園）、幼稚園型認定こども園が3園（私立）となっています。認定こども園への移行を予定している園や検討している園もあり、今後増えていくことが見込まれます。

（認定こども園の園児については、平成26年度までは制度上、保育利用は保育園児、それ以外は幼稚園児に算入しています。）

(エ) 認可外保育施設

認可外保育施設は、事業所内保育施設と、その他の認可外保育施設があり、事業所内保育施設は11施設、その他の認可外保育施設は7施設あります。利用者数は減少傾向にあり、平成20年度には543人でしたが、平成26年度は311人となり、保育園の整備が進むのに伴い減少する傾向にあります。

図-10 教育・保育施設利用者数の推移

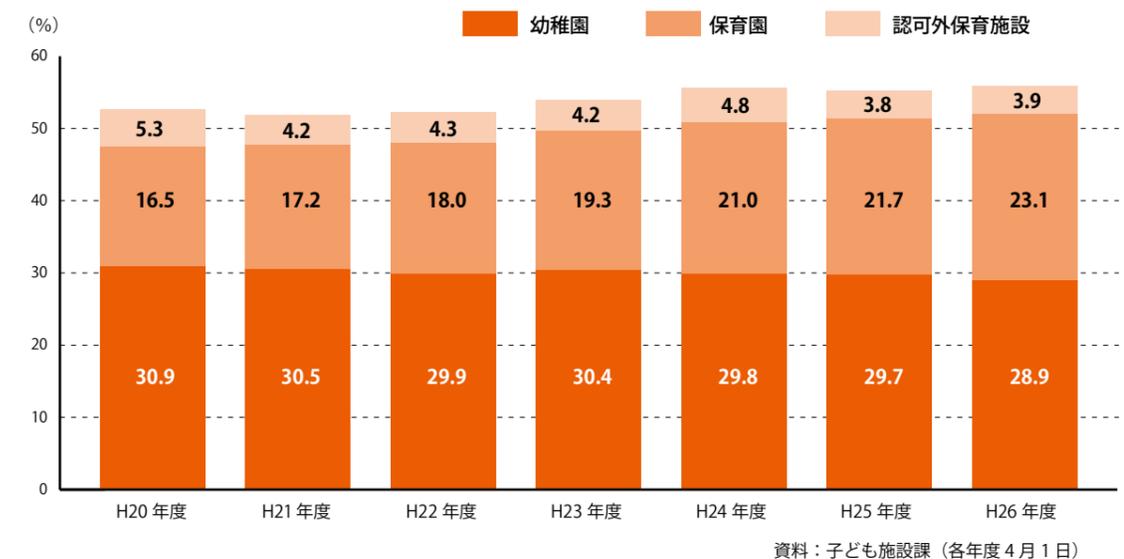


イ 教育・保育施設の利用割合

小学校就学前の子どもの数に対する教育・保育施設の利用割合を見ると、幼稚園は約30%で推移しており、幼稚園児数の減少は、子どもの人口減少が主な原因となっていることが分かります。

これに対して保育園は、平成20年度から26年度の間、利用率が6.6ポイント増えていることから、保育需要の高まりがうかがえます。

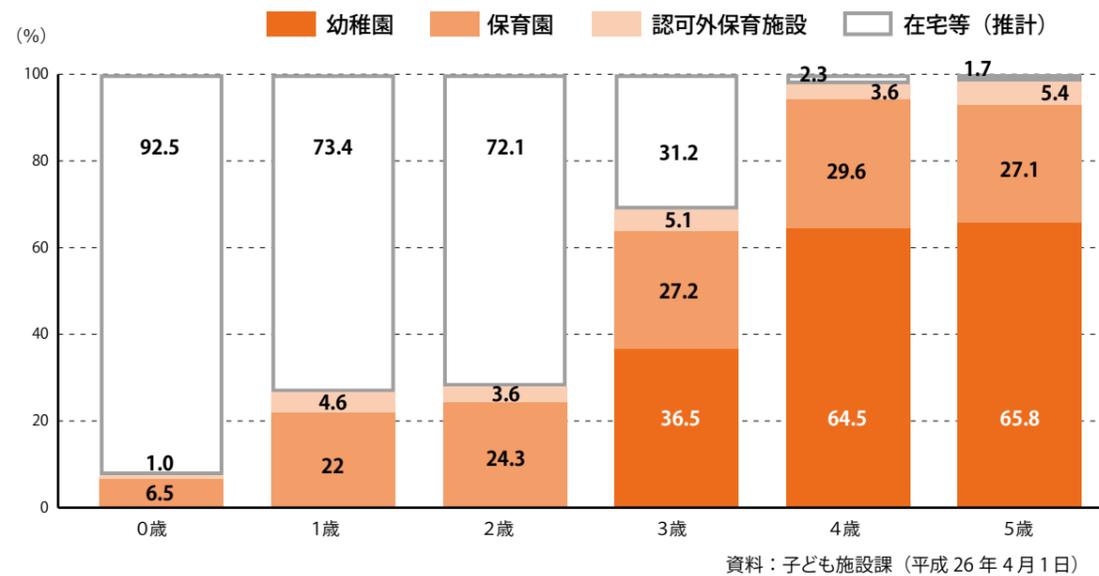
図-11 小学校就学前の子どもの数に対する教育・保育施設利用の割合の推移



ウ 年齢別の教育・保育施設の利用状況

教育・保育施設を利用している子どもの割合は、年齢により異なりますが、3歳になると幼稚園に入れることから、教育・保育施設を利用する子どもが大きく増え、4歳、5歳ではほとんどの児童が何らかの教育・保育施設を利用しています。特徴として、全国の5歳児の幼稚園利用率が55%ほどであるのに比べ、本市は65.8%と、幼稚園の利用率がかなり高い傾向にあります。

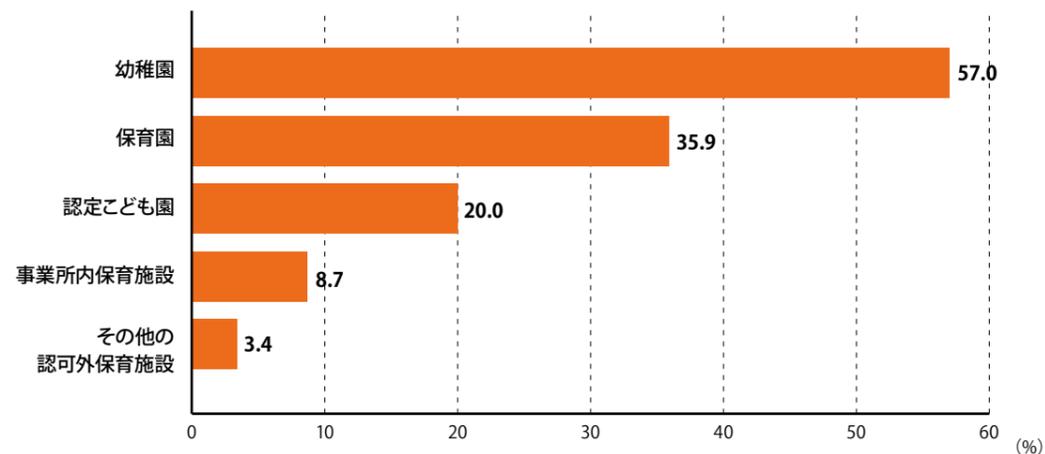
図-12 年齢別 教育・保育施設の利用状況



エ 教育・保育施設の利用希望

アンケート調査によると、小学校就学前の子どもが「利用したい教育・保育施設」では、幼稚園と保育園の利用希望が多いほか、認定こども園の利用希望も多くなっています。

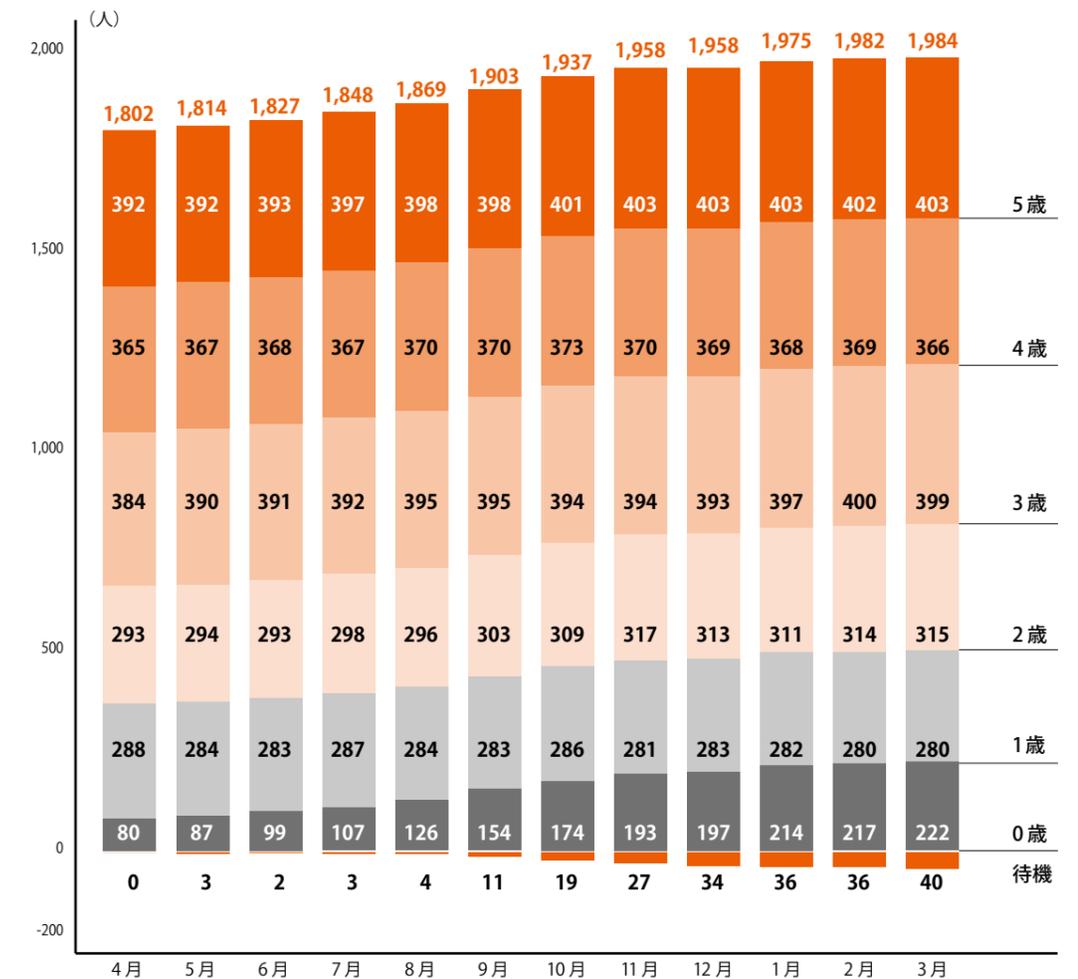
図-13 教育・保育事業の利用希望（複数回答）



オ 保育園児数の年間推移

保育園の園児数は、平成25年度を例として見ると、1歳児から5歳児は年間を通してあまり変化しませんが、0歳児は、産後休業や育児休業明けの入園希望を反映し、年度の途中から入園児数が増えています。その結果、4月時点で待機は発生しませんが、年度の途中から待機が発生する傾向にあります。

図-14 平成25年度中の保育園児数と待機人数の推移



※ 0歳児は、その年度の4月1日満1歳になっていない子どもです。



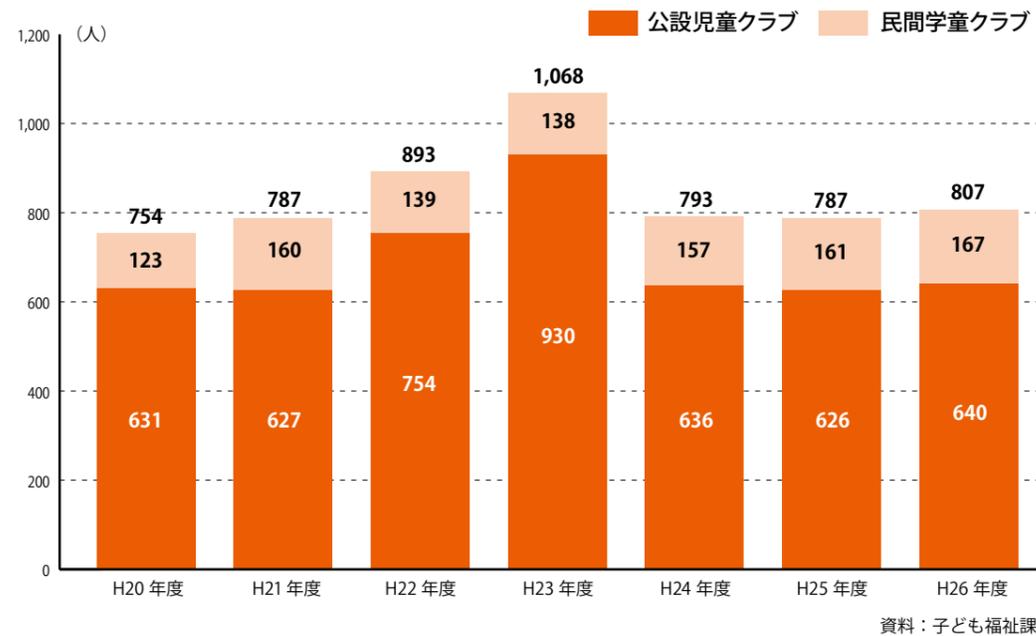
(2) 小学生の放課後の状況

ア 放課後児童クラブ入会者数

放課後児童クラブは、平成26年5月現在、公設児童クラブが24クラブ、民間学童クラブが6クラブあり、合計807人が入会しており、ほぼ希望どおり入会しています（待機3人）。過去5年の入会者数の推移をみると、平成23年に1,068人まで増加しましたが、その後は減少し、800人前後となっています。

なお、このほか私立保育園と認可外保育施設の計8か所で行っている学童の保育を利用している児童もあり、平成26年は226人となっています。

図-15 放課後児童クラブ利用の推移



イ 小学生の放課後の過ごし方

小学生の保護者に対するアンケート調査の結果では、放課後の過ごし方として、低学年、高学年ともに、「自宅」、「習い事」が多く、放課後児童クラブ等（放課後児童クラブと私立保育園の学童の保育）を利用している小学生は、低学年が18.5%、高学年が2.1%となっています。しかし、利用希望者は低学年が23.0%、高学年が6.1%と、現状よりも多くなっており、希望があるのに利用していない理由としては、利用時間や対象学年が限定されていることや、利用料などが考えられます。高学年は低学年よりもかなり低いものの、保護者ニーズの高まりが見られます。

また、放課後子供教室は、保護者の就労状況に関わりなく利用できるもので、現在市内1か所を実施していますが、低学年、高学年とも一定の利用希望があります。

図-16 小学校低学年児童の保護者が回答した放課後の過ごし方（複数回答）

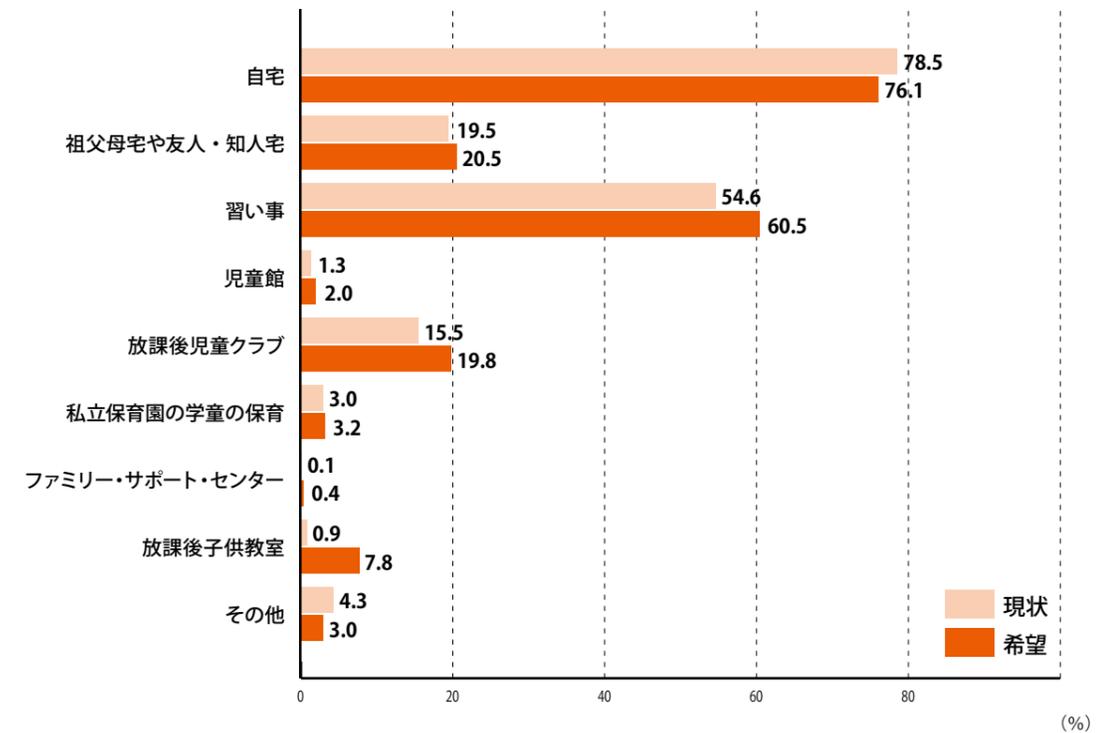
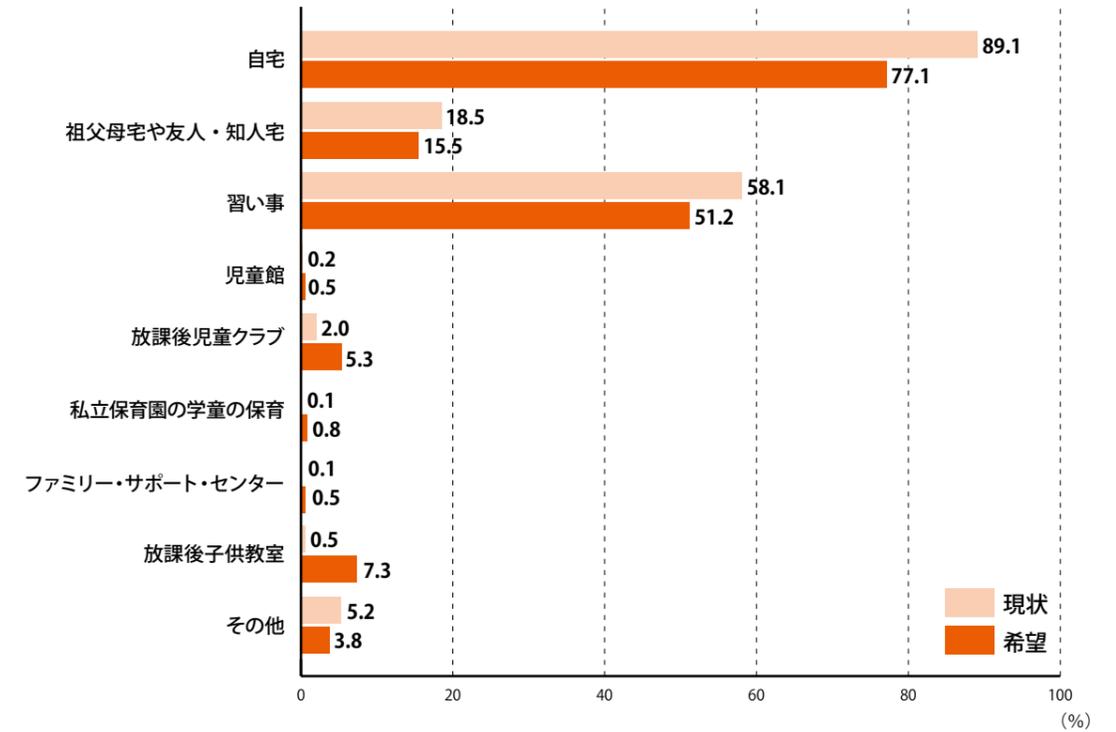


図-17 小学校高学年児童の保護者が回答した放課後の過ごし方（複数回答）



資料：平成25年日立市子育て支援に関するアンケート調査

(3) 保護者の状況

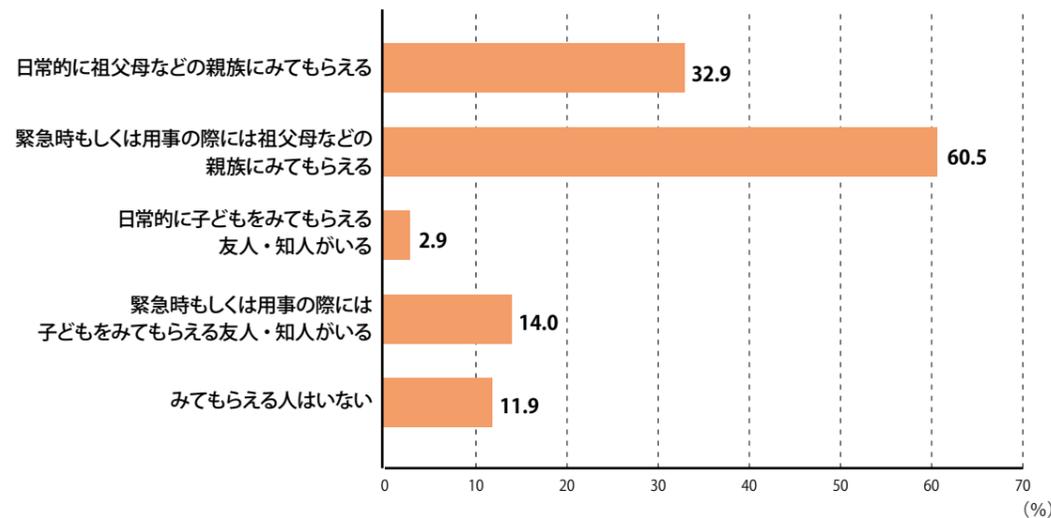
ア 子育ての協力者

アンケート調査による未就学児の家族形態では、父母のいる家庭が95.3%、母子家庭が3.5%、父子家庭は0.4%となっています。小学生では、父母のいる家庭が88.4%、母子家庭が9.6%、父子家庭は0.9%となっています。

また、未就学児の家庭で、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無に関する設問では、回答者の約9割が「日常的」あるいは「緊急時もしくは用事の際には」みてもらえる親族や友人・知人がいると答えています。子どもを「みてもらえる人はいない」と答えた人が10%以上います。

特にこれらの家庭に対し、支援策を充実させることが必要と言えます。

図-18 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無 (小学校就学前 複数回答)

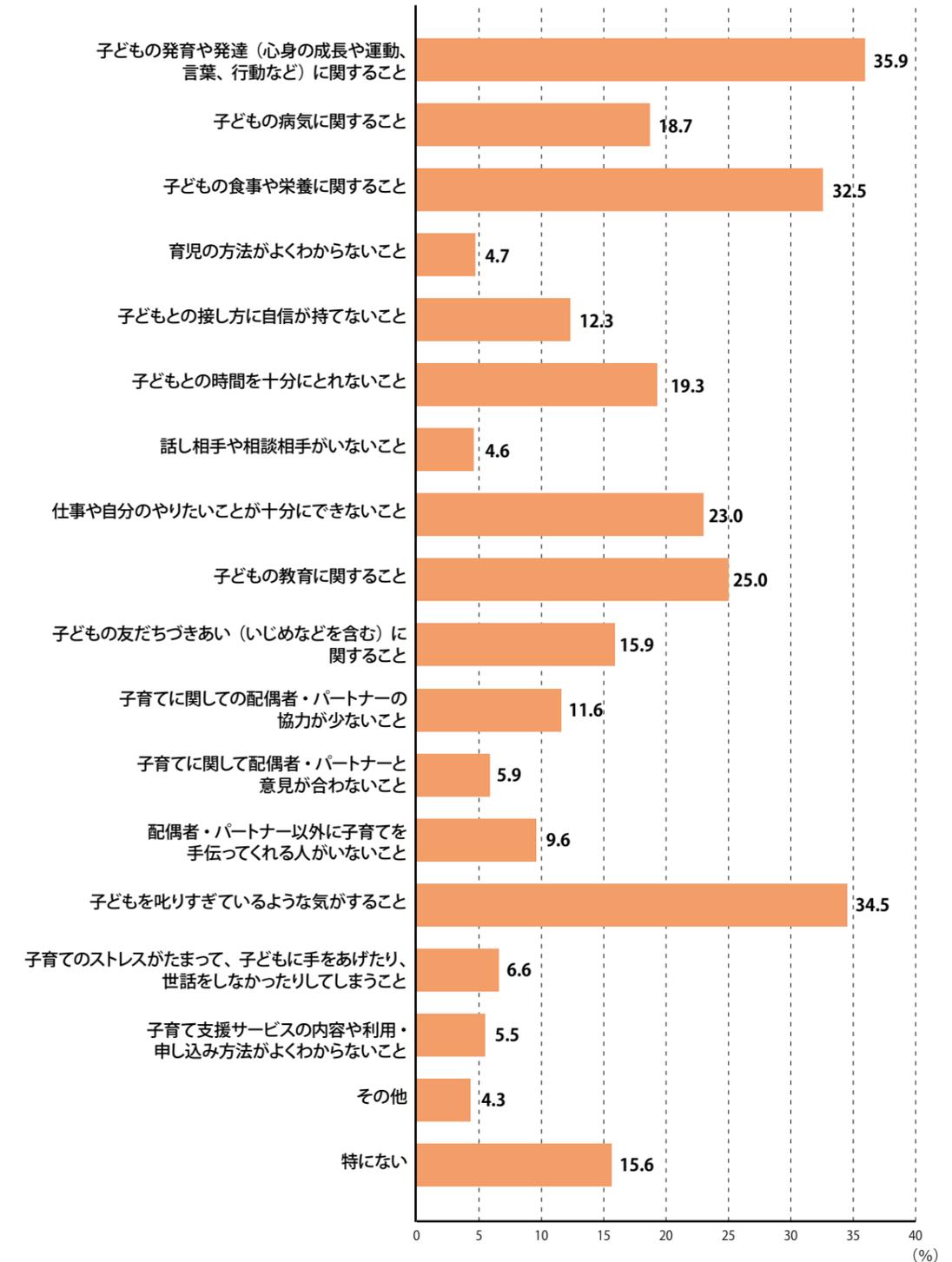


資料：平成25年日立市子育て支援に関するアンケート調査

イ 子育ての悩み

小学校就学前の子どもの保護者に対するアンケート調査の結果では、子育てに関して日常悩んでいることや気になることは、「子どもの発育や発達に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」、「子どもの食事や栄養に関すること」などの回答が多くなっており、悩みが広範囲にわたっていることから、子育ての様々な悩みを広く受け止め、切れ目なく支援していくことが必要と言えます。

図-19 子育てに関して日常悩んでいること、または気になること (小学校就学前 複数回答)



資料：平成25年日立市子育て支援に関するアンケート調査

(1) 幼児健康診査の結果から

ア 幼児健康診査の実施状況

母子保健法に基づき、1歳6か月児と3歳児の健康診査を行っています。

子どもの人口減少に伴い、受診者数は減少していますが、受診率は、平成25年度は1歳6か月児で93.1%、3歳児で92.0%となっており、90%前後で推移しています。

図-20 1歳6か月児健康診査受診の推移

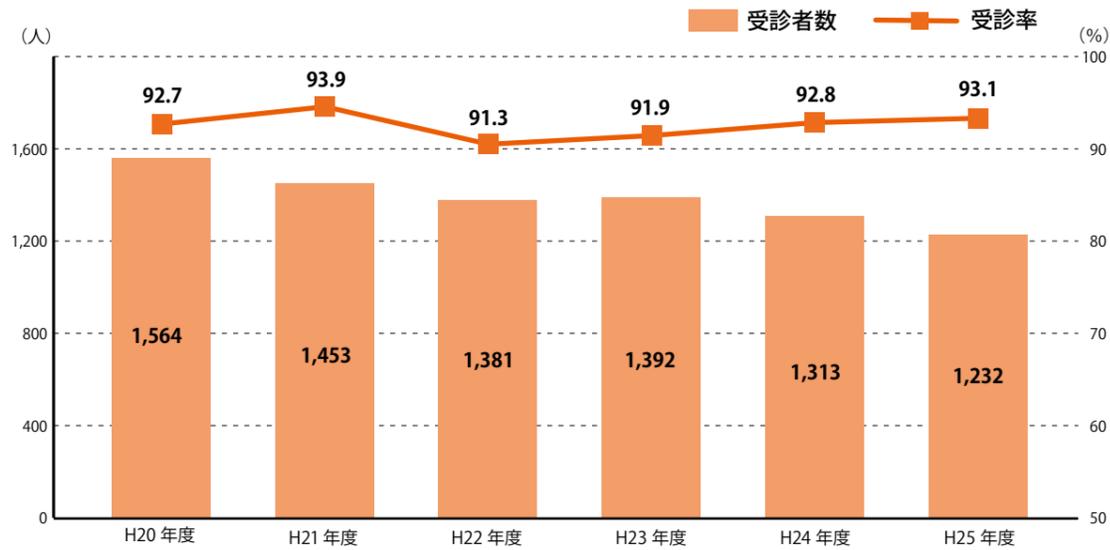
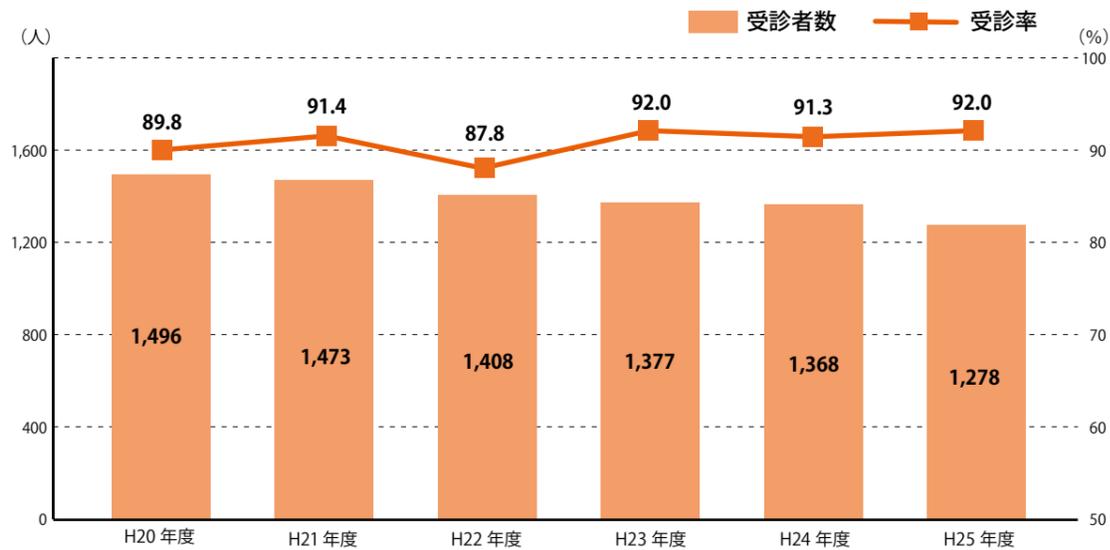


図-21 3歳児健康診査受診の推移



資料：健康づくり推進課

イ 幼児健康診査における精神発達要観察児の割合

幼児健康診査の結果、ことばの遅れ、多動、発達障害^{*}の疑い等、精神の発達について経過観察を必要とする子どもの割合は、平成25年度は1歳6か月児で16.8%、3歳児で13.8%となっています。

図-22 1歳6か月児健康診査における精神発達要観察率の推移

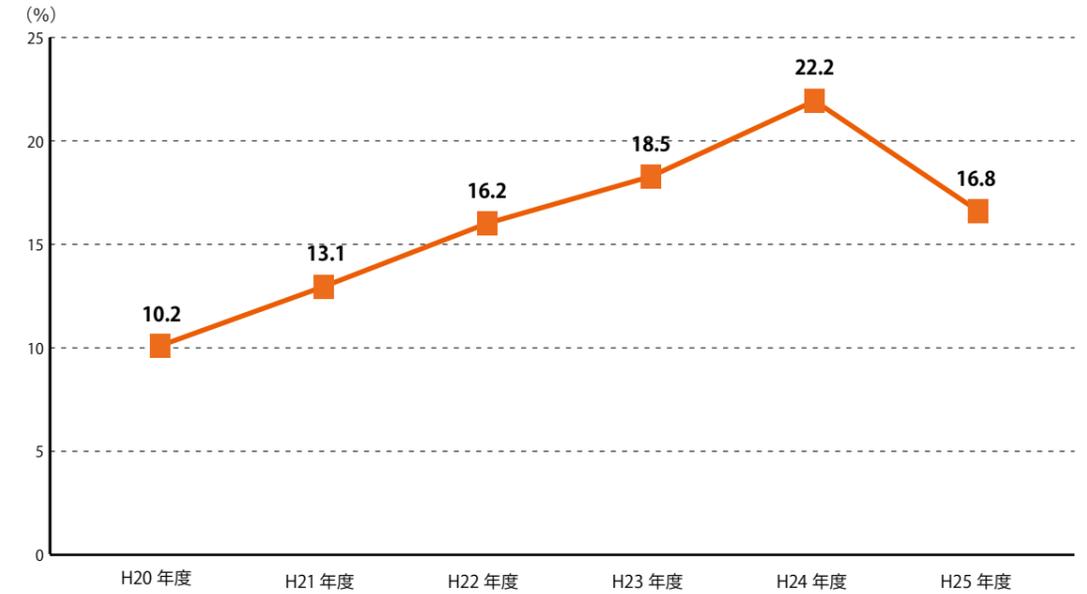
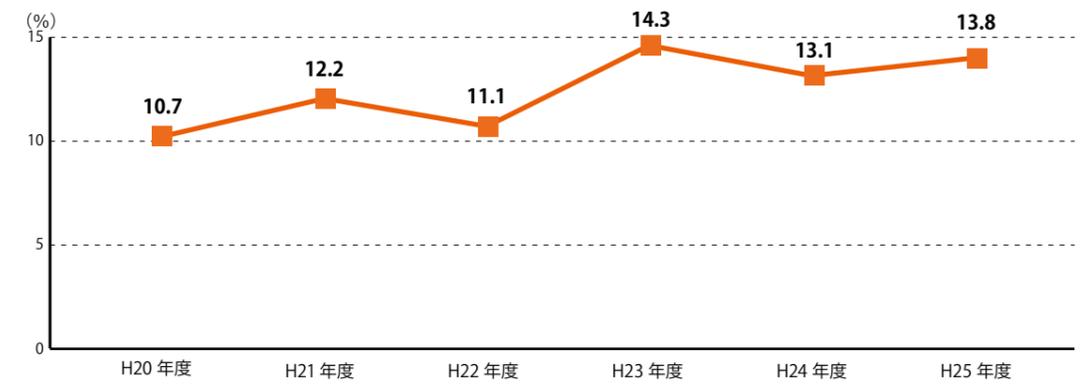


図-23 3歳児健康診査における精神発達要観察率の推移



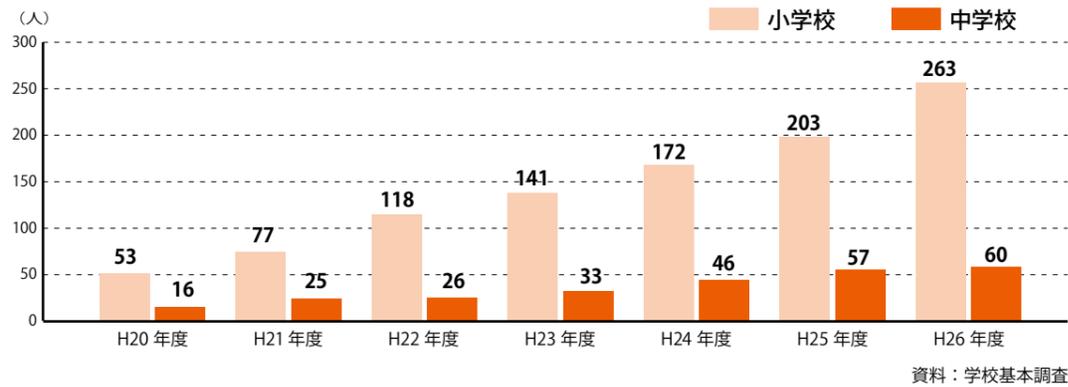
資料：健康づくり推進課

(2) 発達障害等のある子どもの推移

発達障害*等のある子どもは増加傾向にあります。平成21年度の市の調査では、発達障害及びその可能性のある小中学生の割合は全体の5.7%でしたが、平成25年度の調査では、8.6%に増加しています。

下のグラフのとおり、小中学校における発達障害等のある児童生徒の主な支援の場である特別支援学級（自閉症・情緒学級）の在籍者数も年々増加しています。

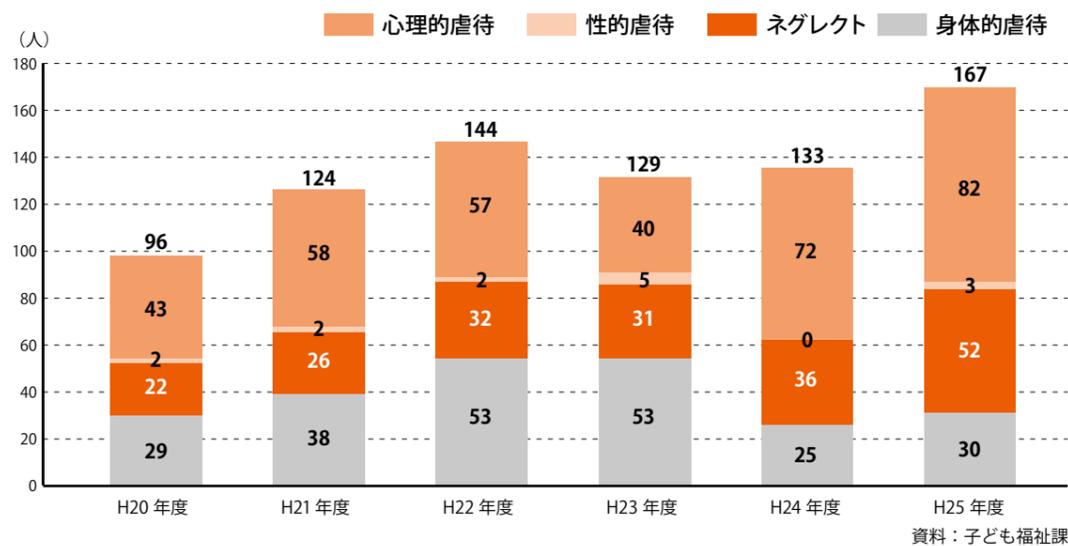
図-24 特別支援学級（自閉症・情緒学級）在籍者数の推移



(3) 児童虐待

児童相談対応件数は増加傾向にあります。中でも虐待については、ネグレクト*（育児放棄）や心理的虐待などの表面化しにくいものに対する認識や、関心が高まったことなどから、相談（通告を含む）件数が増えています。なお、虐待は、虐待を受けている本人のみならず、同居する兄弟姉妹にも心理的な影響を与えるため、平成25年度から同居する兄弟姉妹も心理的虐待の対象に加えられています。

図-25 児童虐待を受けて対応した児童数の推移



1

計画の基本理念

本市はこれまで、次代を担う子どもたちが健やかに成長していくための環境づくりや、希望を持って子どもを産み育てることのできる環境づくりを地域全体で推進していくことを目指して、子どもと子育てに関する支援に総合的に取り組んできました。

本計画においては、これまでの考え方を継承しつつ、すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるよう、子どもやその家族を地域全体で支えていく社会の実現を目指して次の基本理念を掲げます。「地域」には、コミュニティ*、各種ボランティアなど市民、福祉・教育・医療・保健等の関係機関や事業者など、そして行政が、みんなで協働して取り組むという意味を込めています。

いきいき・すくすく・地域に育つ ひたちっ子

すべての子どもが健やかに、そして幸せに育ち、
すべての保護者が安心して子育てができるよう、
地域が子どもと子育てを支えるまちをめざす



I すべての子どもが健やかに育つ環境をつくる

妊娠・出産期から切れ目なく母子の心と体の健康を守り、安心して子どもを産み育てることができるよう、母子保健事業の充実を図ります。また、一人一人の発育や発達、養育状況などについて適切な対応を行い、その時期にふさわしい育ちを支援します。

II すべての家庭が子育てをしやすい環境をつくる

すべての家庭が子育てをしやすい環境づくりを進めるため、子育て家庭を支援するサービスを拡充します。また、仕事と家庭の両立に向け、子育て家庭が生き生きと暮らせる環境づくりを進めます。

III 質の高い幼児教育・保育の体制を整える

すべての子どもの健やかな育ちを保障するため、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供します。また、既存の教育・保育施設を最大限活用し、多様なニーズに対応できる体制を整えます。

IV 子どもの成長と自立を促進する

子どもが個性豊かに生きる力を育むことができるよう、学齢期の活動などを支援するとともに、将来の自立について啓発します。また、安心して学校に行ける安全な環境を確保します。

基本目標	施策の方向性	施策の展開
I すべての子どもが健やかに育つ環境をつくる	① 妊娠・出産から乳幼児への切れ目ない保健対策	(1) 妊娠・出産の支援 (2) 子どもの成長、育児の支援
	② 医療の確保	(1) 医療体制の整備
	③ 特に配慮が必要な子どもと親への支援	(1) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援 (2) 特別な支援を必要とする子どもに関する相談・支援
	④ 児童虐待防止対策	(1) 妊娠期からの児童虐待防止対策 (2) 要保護児童対策
II すべての家庭が子育てをしやすい環境をつくる	① 地域の子ども・子育て支援の充実	(1) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実 (2) 子育て家庭に対する支援
	② 安心して遊べる環境の整備	(1) 安全な遊び場の提供
	③ 働きながら子育てしやすい環境の整備	(1) 多様な保育サービスの提供 (2) 放課後児童クラブの充実 (3) ワーク・ライフ・バランスの実現
	④ ひとり親家庭の支援	(1) ひとり親家庭の支援
	⑤ 経済的負担の軽減	(1) 経済的支援 (2) 子どもの貧困対策
III 質の高い幼児教育・保育の体制を整える	① 幼児教育・保育の充実	(1) 幼児教育・保育環境の整備 (2) 教育・保育の質の向上
IV 子どもの成長と自立を促進する	① 子どもの健全育成と安全の確保	(1) 小中学生の健全育成 (2) いじめ、不登校対策 (3) 安全対策
	② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	(1) 思春期保健の充実 (2) 早期の生活習慣病予防の支援
	③ 社会を担う次世代の育成	(1) 自立についての啓発 (2) 出会い・結婚支援

4 重点施策

計画の基本理念に基づき、子どもを健やかに育てること、加えて子育て家庭を地域が中心となって社会全体で支えることを基軸とし、計画期間の5年間で取り組むべき重点施策を次の5項目とします。

1 幼児教育・保育の充実

幼児期の教育・保育の量的拡充を図るため、地域ニーズに対応した適正な提供体制の確保に努めるとともに、保育園、幼稚園、認定こども園において、質の高い幼児教育や保育を提供します。

2 働きながら子育てしやすい環境の整備

子育て中の保護者が安心して就労できるよう、様々な保育サービスを充実させます。特に、放課後児童の支援体制を充実させます。

3 地域の子ども・子育て支援の充実

子どもに関する様々な相談を総合的に受け、分かりやすく、利用しやすい体制の整備を目指します。また、身近な地域における子育て家庭を支援する事業を充実させます。

4 特に配慮が必要な子どもと親への支援

発達等に課題がある子どもを早期に発見し、相談、発達支援、療育*などにつなげ、子どもの成長に合わせて切れ目なく支援します。また、育てにくさを感じる親に寄り添う支援を充実させます。

5 児童虐待防止対策

児童虐待の発生予防と早期発見に努め、早期かつ適切に対応します。特に、虐待防止には妊娠期からの関わりが重要であることから、母子保健事業の強化と関係機関相互の連携強化を図ります。

基本目標 I すべての子どもが健やかに育つ環境をつくる

1 妊娠・出産から乳幼児への切れ目ない保健対策

現状と課題

○ 妊娠期・出産期の健康管理

妊娠期・出産期における母子の健康保持を目的に、健康診査事業及び相談支援事業を実施し、これから親になるための心構えや育児方法などについて、必要な情報の提供を行っています。

妊娠・出産・育児への切れ目ない支援をするためには、支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、医療・保健・福祉・教育等、関係機関が連携して適切なサービスの提供に努める必要があります。

出産年齢の高齢化や若年未婚での出産が増えており、それらに対応する産婦人科医師・助産師が不足しているなどの課題があります。

○ 不妊症・不育症

妊娠を希望していても2年以上妊娠しない、あるいは妊娠するものの流産等を繰り返す夫婦に対し、検査や治療に掛かる経費の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減しています。

○ 乳幼児の健康管理

乳幼児期は、成長過程の中でも心身の発育・発達にとって特に大切な時期であることから、医師会、歯科医師会、福祉関係機関、教育機関及び地域と連携し、乳幼児健康診査事業、育児相談、健康教育等を実施し、子どもの健康管理を始めとして、疾病の早期発見や保健指導等に努めています。

このような中、乳幼児の不慮の事故防止対策、親子のコミュニケーション時間の確保、子どもの成長発達を促す育児力の養成、子育て情報の発信などが課題となっています。

施策の展開

(1) 妊娠・出産の支援

ア 相談体制の充実

妊娠・出産に関する様々な不安や悩みに応じる相談体制の充実を図り、支援を必要とする妊産婦に対して、関係機関とのネットワークを活用した適切な支援を行います。

早期の妊娠届出の重要性に関する認識を醸成するとともに、母子健康手帳の交付時に母子保健事業等の周知に努めます。また、妊娠届出窓口と関係各部署との情報共有を図り、早期介入が必要な妊婦への効果的な支援体制を整備します。

イ 妊産婦の健康管理体制の確保

妊婦自らが強く意識して、妊娠中の喫煙や受動喫煙の予防、適切な食習慣、体重管理、休養及び口腔衛生等の基本的な健康管理ができるよう、様々な機会を捉えて啓発を行います。

ウ 不妊及び不育症治療への経済的支援

不妊及び不育症の治療費負担の軽減を図るため、不妊及び不育症治療費助成事業について周知し、その利用促進に努めます。

主な取組	取組内容
	地域子ども・子育て支援事業は、見込み量と確保内容を記載
母子健康手帳の交付	妊娠届出により母子健康手帳を交付するとともに、母子保健事業等の情報を提供します。併せて妊婦健康診査受診票を交付します。
妊産婦相談支援	産科医療機関や関係機関との連携により情報共有と支援体制を充実させ、様々なリスクを抱える妊産婦への支援を行います。
妊婦健康診査事業 (p.83に詳細)	妊婦健康診査の定期的な受診を勧奨し、健診結果に基づく保健指導を行うなど、母体及び胎児の健康を支援します。
	平成31年度の見込み量＝年間1,188人 実施体制＝県医師会・県外医療機関との委託契約により実施
不妊治療費助成	不妊に悩む夫婦の特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に対し助成を行います。
不育症治療費助成	不育症に悩む夫婦の不育症検査及び治療に対し助成を行います。
マタニティスクール、プレパパ・ママの子育てスクール	安心して出産ができるように、妊娠・出産についての正しい知識や出産の準備、育児に関する情報の提供を行います。

※ 平成31年度の見込み量等を記載している事業は、地域子ども・子育て支援事業として子ども・子育て支援法に定められている事業で、第5章に量の見込み等の詳細を記載しています。

(2) 子どもの成長、育児の支援

ア 子どもの健康増進と病気等の早期発見

子どもの健康増進と、心身における病気の早期発見のため、健康診査等を充実させるとともに、それらの機会を捉え、気軽に相談できる体制を整備します。

健康診査においては、幼児の年齢に応じた発育・発達を促すために、基本的な生活習慣、むし歯予防、栄養等について、正しい知識の啓発を行います。また、乳幼児の不慮の事故を防止するための知識の普及を図ります。

幼児健康診査の未受診者に対しては、関係部署と連携し、その実態を把握するとともに、受診率の向上に努めます。

イ 相談体制の充実・子育て情報の発信

保健センターや交流センター等において、乳幼児や学童とその保護者に対して、成長発達や子育て、食生活やむし歯予防等に関する相談を行います。また、いつでも電話相談ができる体制を整え、保護者の育児不安の解消に努めます。

あらゆる機会を捉えて積極的な相談窓口の利用や各種健康診査等への参加を促すとともに、市のホームページなどを用いた子育て情報の発信を充実させます。

ウ 育児力を高めるための正しい知識の普及啓発

子どもの成長発達に応じた正しい知識の普及啓発を図ることにより、保護者の育児不安の解消に努めます。また、子どもに向かい合う時間の確保とその重要性、親子のふれあい、コミュニケーションの重要性について、理解を促していきます。

こうした取組を通して親としての成長と子どもの健やかな育ちを支援します。

主な取組	取組内容
	地域子ども・子育て支援事業は、見込み量と確保内容を記載
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問) (p.84に詳細)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、養育環境を把握します。また、子どもとの暮らしを応援する冊子などを活用しながら、子育てについて助言をします。 平成31年度の見込み量＝年間1,069人 実施体制＝個人委託助産師及び市保健師・助産師により実施
乳児健康診査	県内委託医療機関において、生後3～6か月に1回、生後9～11か月に1回、病気の早期発見や健康増進のため、健康診査を実施します。
幼児健康診査	1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査の集団健診を実施し、発育状況や育児状況を把握するとともに、保健指導を行います。
2歳児歯科健康診査	おおむね2歳3か月の幼児を対象に歯科健康診査を実施し、むし歯の予防と正しい食生活等の啓発を行います。
育児相談	保健センターや地域事業などにおいて、成長発達や子育て等の相談に対応します。 「ひたち健康ダイヤル24」では、医師や看護師、臨床心理士など専門家が24時間無休、無料に対応します。
予防接種	各種予防接種の接種率の向上に努め、感染症の発病防止、症状の軽減、病気のまん延防止を図ります。
離乳食教室	生後4か月から6か月のお子さんの保護者を対象に、乳幼児の望ましい食習慣・生活習慣を指導し、家庭における食育を推進します。
0歳児広場	1歳未満の乳児と保護者が集い交流できる場を提供します。また、保育・栄養・歯科等の育児相談を実施します。
健康教育	保健センターや地域、また幼稚園・保育園、小学校等において、食育、歯科、生活リズムなどの健康教育を行います。
養育医療給付	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児に対し、その治療に要する医療費を公費により負担します。

現状と課題

○ 周産期母子及び小児の医療

市内には産科医療機関が2か所あり、重要な役割を果たしています。

周産期とは出産前後の時期のことで、周産期医療においては、妊娠、出産から新生児に対する高度で専門的な医療が必要となることがあります。これに対応するのが地域周産期母子医療センターで、本市においては（株）日立製作所日立総合病院がその指定を受けていますが、医師不足のため平成21年度から休止しており、早期の再開が課題となっています。

周産期母子及び小児の医療を確保するため、日立総合病院、救急告示医療機関への財政支援を行い、周産期医療、小児医療、救急医療における医師確保等、診療体制を整備してきました。

施策の展開

(1) 医療体制の整備

県や医師会など関係機関との連携により、安心して出産・育児ができるよう、産科医療や小児科医療体制の確保及び救急医療体制の充実に努めます。

県、医師会、保健所等関係機関と連携し、地域周産期母子医療センターの早期再開に向けた取組を行います。

また、身近な診療所や薬局などは、病気の相談を行い、診療を受ける場として、安心して生活するためには大切な存在であることから、かかりつけ医やかかりつけ薬局を持つことを推奨します。

主な取組	取組内容
周産期医療体制の整備	周産期母子医療体制を堅持するため、産科医療機関の継続体制の確保と、必要な医師や助産師などの確保に努めます。
地域周産期母子医療センターの早期再開	茨城県等と連携し、休止中の日立総合病院地域周産期母子医療センターの早期再開に向けた取組を進めます。
小児救急医療体制の整備	小児救急の医療拠点病院における休日や夜間の小児救急患者の診療を支援します。
小児科医師の確保	小児科医師の確保により、小児医療体制の充実に努めます。
休日及び夜間における診療体制の確保	休日及び夜間の当番医師を確保し、救急患者の医療受入体制を整備します。
救急医療体制の整備	初期（休日緊急診療所）、二次（病院群輪番制病院・救急告示病院）、三次（救命救急センター）救急医療体制により、休日や夜間の救急患者の診療を確保します。

現状と課題

○ 親を感じる育てにくさ

子育ての過程で、親が育児に不安を感じることは少なくありませんが、それが積み重なって、育てにくいという感情を抱くようになり、その結果子育てが負担になったり、子育てに拒否的になる親が見受けられます。

本市では、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査、幼児の家庭訪問等の結果から事後指導が必要な子とその保護者等を早期に発見し、小児神経科医や心理相談員により子どもの身体、精神、言語、情緒行動面の成長・発達を促すよう、相談・支援を行っています。

この中で、親を感じる子どもの育てにくさの原因把握と、それに寄り添う支援などが課題となっています。

○ 発達障害等のある子どもの増加

乳幼児期は、コミュニケーション能力や社会性を育み、その後の集団生活や自立の基盤が形成される重要な時期です。「集団行動ができない」「こだわりが強い」「動きが多く落ち着かない」など、生活や学習に適応できない子どもが増加傾向にありますが、乳幼児期に適切な支援を受けることで改善されることが多いため、早期に発見し、支援することが重要です。

発達障害^{*}についての認識が広まるにつれ、子どもの発達に関する相談は増加しています。一方、保護者が子どもの障害を受け入れられず、対応が遅れることもあります。

本市では、健康づくり推進課、障害福祉課、さくらんぼ学級、こども発達相談センターなどが相談や指導に当たり、連携に努めています。

発達障害等のある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた一貫した支援が重要であることから、支援の在り方が課題となっています。

施策の展開

(1) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

ア 早期発見と早期支援

親が育てにくさを感じる要因には、子どもの心身状態や発達・発育の偏り、疾病などによるもの、親の子育て経験や知識の不足によるもの、親の心身状態の不調などによるもの、家庭や地域など親子を取り巻く環境により生じるもの、あるいは支援の不足によるものなど様々です。

妊婦健康診査や乳幼児健康診査などの母子保健事業を通して、これら親の発する

育てにくさのサインに早期に気付き、適切な保健指導を行います。また、こども発達相談センター等関係機関と連携を図り、早期の療育^{*}や福祉サービスへつなげていきます。

イ 育児不安対策の推進

親が育児に対して前向きに、そして余裕と自信を持てるよう、育てにくさの原因を把握し、専門職（医師・保健師等）による支援を行います。

主な取組	取組内容
幼児健康診査等事後指導教室 (のびっこくらぶ)	幼児健康診査等の結果から事後指導が必要な幼児とその保護者を対象に、小集団活動での遊びやふれあいを通して、幼児の心身の健全な発達を促します。
幼児健康診査等事後相談 (のびのび相談)	幼児健康診査等で精神発達・言語発達等の遅れがある幼児（疑い含む）、育児不安・虐待の疑いがある幼児の保護者に対し、心理相談員等による発達や保育の相談を行います。
幼児健康診査等事後指導 (発達相談支援)	乳幼児健康診査、相談、訪問等により発見された精神発達・言語発達等の遅れがある乳幼児が、小児神経科医による発達相談や指導を受けられるように、県・保健所と連絡、調整を行います。

(2) 特別な支援を必要とする子どもに関する相談・支援

ア 相談体制の充実

特別な支援を必要とする子どもの早期発見は、その後の支援や問題解決に非常に有効です。発達障害^{*}等を早期発見できる場としては、各種健康診査のほか、保育園、幼稚園、認定こども園や地域の子育て支援事業などがあります。様々な子育て支援の場において、子育ての悩みや相談に対応するとともに、情報を集約して、発達障害等の疑いのある子どもの早期発見に努めます。

発達障害を含め、障害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもについては、保護者と十分に話し合い、発達段階に応じた適切な支援を受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の連携を強化します。

こども発達相談センターでは、面接・電話相談、保育園や幼稚園の巡回訪問、医療相談、小集団指導などにより、発達障害等に対応していますが、引き続き、保健・福祉等と連携しながら、幼児期から学齢期までの一貫した支援を行う体制づくりに取り組みます。

イ 療育指導の充実

さくらんぼ学級・母子療育ホームなどの施設において療育^{*}指導を実施していますが、療育を必要とする子どもが増加傾向にあるため、受入体制等の検討を行い、環境の整備に努めます。また、指導者の専門性や指導力の向上により、指導の充実を図ります。

ウ 特別支援教育の充実

発達障害を含め、障害があるなど、特別な支援を必要とする子どもたちが、園や学校

で落ち着いて生活できるよう、一人一人の特性に応じた指導体制を整備します。

また、教職員や保育士等の指導力を強化するとともに、全体の共通理解を深め、組織的な支援体制の充実を図ります。特に、日立特別支援学校との連携により教職員の研修を実施するとともに、特別支援教育担当指導主事^{*}が各学校等を訪問して指導するなど、園や学校、関係機関との連携を進めます。

エ 一貫した指導体制の整備

子どもの状態・発達段階に応じて、その可能性を最大限に伸ばすため、子どもサポートファイルを活用して、出生から発見・支援に関する情報を保健・医療・福祉・教育等の関係機関において共有し、継続的・総合的に支援する体制を整備します。

※ 子どもサポートファイルは、相談や検査、支援等の情報を記入し、支援機関や担当者が変わっても、その子どもの状況や経過が分かるよう、保護者が管理する記録です。

オ 保護者への支援

乳幼児期を含め、早期から教育相談や就学相談を行い、保護者に十分な情報を提供します。子どもの発達の障害を受け入れられない保護者には、時間をかけて支援の必要性を説明し、同意を得た上で支援を行うよう努めます。保護者の理解啓発のためのペアレントトレーニング^{*}や勉強会などを行い、ストレス緩和や不安軽減を図ります。

カ 発達障害等に関する啓発

発達障害^{*}児等の支援に関しては、担任の教職員や同級生のみならず、学校全体、保護者全体の理解が深まることが重要になることから、すべての教職員等や保護者を対象に、障害や発達障害に関する理解促進と啓発に取り組みます。

主な取組	取組内容
療育 [*] 相談	さくらんぼ学級及び母子療育ホームの職員及び障害福祉課の児童担当ケースワーカーが随時相談に対応します。
こども発達相談センター	発達障害に関わる悩み相談、心理検査、小集団による指導、医療相談、発達障害に関する理解啓発研修会等を行います。
幼児療育センター (さくらんぼ学級)	知的発達の遅れ、情緒不安定、ことばの遅れ、行動面の異常などの見られる幼児と保護者を対象に、教育・医学・心理学的な指導を行います。
肢体不自由児母子通園訓練施設 (母子療育ホーム)	身体に機能障害がある子どもの訓練等を行うとともに、保護者が機能訓練や療育の知識・技術を身につけ、家庭においても適切な療育が行えるよう支援します。
幼稚園の通級学級 (知的・情緒障害児学級、 ことばの学級)	知的・情緒障害児学級では、発達に遅れがある等の幼稚園児の個別指導や集団指導を行います。ことばの教室では、ことばの習得に遅れや障害のある幼児を対象に個別指導を行います。
学校生活等の支援	特別な支援が必要な子どものために支援員等を配置したり、保育士等を多く配置するなど、教育・保育施設や小学校等での生活を支援します。

現状と課題

○ 児童虐待

親などによる子どもへの虐待が深刻な社会問題となっていますが、本市においても、児童虐待に関する相談（通報も含む。）は年々増加傾向にあり、社会全体で取り組むべき課題となっています。

児童虐待防止には、発生予防の観点が必要となり、その意味において妊娠期からの関わりが重要であり、加えて、早期発見・早期対応が求められます。

国の児童虐待死亡事例検証報告によると、その背景には望まない妊娠、母子健康手帳の未交付や妊婦健康診査未受診の事例が見られるため、支援を必要とする家庭を早期に把握し、妊娠期・出産後の支援を充実させることが求められます。

○ 早期発見と市民の理解

関係機関と連携して、教育・保育施設及び医療機関等が把握した虐待が疑われる児童等の情報を集約し、早期発見に努めています。

児童虐待に関する理解を深め、早期発見につなげるため、市民への更なる周知、啓発が必要です。

施策の展開

(1) 妊娠期からの児童虐待防止対策

ア ハイリスク妊産婦への早期対応

子どもを産み育てるための知識が不足している、あるいは心構えが醸成されていない母親や父親が子育てをしなければならない環境に置かれたとき、不安やストレスが増大します。特に、若年妊婦（20歳未満）や妊娠届の遅い妊婦、精神疾患がある妊婦、未婚の妊婦、外国人の妊婦など（ハイリスク妊産婦）は、大きな不安を抱えていることが推察されます。

その不安やストレスを和らげるために、母子手帳交付や健康診査などの機会を捉えてハイリスク妊産婦を把握し、保健、医療、福祉等の関係機関が連携を強化することにより、妊娠期から継続してきめ細かな支援を行います。

イ 子育て家庭の孤立の解消

妊産婦及び子育て中の保護者を孤立させることは、ストレスが増大し、子どもの虐待につながる危険性が高くなることから、訪問事業などを通して育児等に関する相談に応じる

中で関係を維持し、子育て支援に関する情報提供を行います。養育環境に問題がある家庭には、関係機関が連携して必要な支援を行い、問題解決に努めます。

また、幼児健康診査や交流事業等において保護者への相談指導等を実施し、育児不安の解消を図ります。

主な取組	取組内容
妊産婦の状況把握	母子健康手帳交付や出生届出時にアンケートや保健師等による面接を実施し、要支援妊産婦の早期把握に努めます。
妊産婦相談支援（再掲）	産科医療機関、保健所等関係機関との周産期会議を定期的に行って情報共有を図り、要支援妊産婦の早期把握、早期支援につなげます。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（再掲）	出産後の家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、養育環境の把握を行います。
妊産婦・乳幼児等訪問指導	支援が必要な妊産婦及び乳幼児の家庭を訪問し、医療、保健、福祉、教育等の適切な支援が受けられるよう指導や調整を行います。
幼児健康診査・歯科健康診査（再掲）	発育状況や育児状況を把握するとともに、保護者への相談指導を行います。

(2) 要保護児童対策

ア 児童虐待の早期発見、早期対応

児童虐待は、子どもの命に関わる重要な問題であることから、早期に発見し早期に対応することが求められます。そのために、児童虐待の重大性と、虐待が疑われるときの相談・通告先を市民に周知するなどの啓発活動を行います。

また、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関の連携を密にして、医療機関や保育園・幼稚園・学校等で把握された乳幼児や児童の異状、乳幼児健康診査や予防接種を受けていない家庭等についての情報を共有し、事案の早期対応に努めます。

一時保護が必要な事例については、児童相談所に協力を求め、早期対応に努めます。

イ 養育相談・養育支援

育児ストレスや若年出産等によって子育てに強い不安を抱えている家庭や、児童虐待・発達障害*・不登校など、養育上の問題を抱える家庭の孤立を防止し、家庭相談員やケースワーカー、保健師等による訪問により、相談、養育支援を行います。

また、極端に不衛生な衣服や生活環境等、不適切な養育状態にある家庭については、育児や家事の援助を行います。

主な取組	取組内容
	地域子ども・子育て支援事業は、見込み量と確保内容を記載
家庭児童相談	家庭相談員とケースワーカーが家庭や児童に関する相談に応じ、助言指導を行います。
地域子育て支援拠点事業 (p.77に詳細)	各地域で親子の交流や相談支援を行い、子育て家庭の孤立を防止します。
	平成31年度の見込み量=7,183回/月 確保内容=21か所で地域子育て支援拠点事業実施を予定
要保護児童対策地域協議会	教育・警察・保健・医療・福祉等の関係機関が連携し情報共有の下、要保護児童等の早期発見、適切な支援を行います。
養育支援訪問事業 (p.86に詳細)	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。
	平成31年度の見込み量=年間68人訪問 実施体制=子ども福祉課・健康づくり推進課保健師・助産師
啓発活動	児童虐待の未然防止、早期発見のため児童虐待問題について市民等への広報、啓発活動を実施します。



基本目標Ⅱ すべての家庭が子育てをしやすい環境をつくる

1

地域の子ども・子育て支援の充実

現状と課題

○ 子育ての不安・悩み

現在の親世代は、兄弟姉妹の数が少なく、自身の子どもができるまで赤ちゃんに接したことがない人が増えています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに関する助言や協力を得られずに孤立するなど、子育ての不安感や負担感に悩む保護者への支援が必要となっています。

市では、様々な形で子育てや家庭に関する相談に対応し、情報提供を行っています。市の窓口以外でも、保育園や幼稚園等の保育士や教職員はもちろん、民生委員児童委員やコミュニティ*、助産師など、身近な人たちが、地域の相談先としての役割を担っています。

一方、専門的な内容は、それぞれの部門ごとに担当が分かれているため、どこに相談に行ったらよいか分からないということもあり、分かりやすく、利用しやすい窓口が求められています。

新制度では多様な保育・教育施設や事業等が充実されるので、保護者が適切なものを選択し円滑に利用するためにも、情報提供や相談などの支援がますます重要となってきます。今後は相談・支援体制の強化とともに、各相談機関における連携体制の強化が課題となっています。

○ 子育ての負担感・孤立感

子育てに関する悩みの中には、専門的な指導や支援が必要なものもありますが、保護者同士の交流や、不安や悩みを受け止めてくれる理解者の存在で解消するものも多くあります。保護者の精神的な安定は、子どもの心身の健やかな発達のためにも重要なものです。

本市では、地域子育て支援拠点事業などを実施し、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流できるよう、親子の居場所づくりを図っています。また、一時的な子どもの預かり事業などにより、保護者の病気や用事のほか、育児疲れやリフレッシュ等に対応しています。

親子が孤立せず楽しんで育児できるための事業へのニーズが今後ますます高くなることが見込まれます。

施策の展開

(1) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実

ア 相談・情報提供の充実

子育てに関する多様な悩みや不安に、市の窓口のほか、コミュニティ^{*}、教育・保育施設、子育て支援施設などの専門職や民生委員児童委員など、経験豊かな人材が対応します。引き続き様々なところで相談しやすい環境を整えることにより、保護者等の孤立を防ぎ、広く悩みを受け止めます。

また、情報誌、インターネット、ケーブルテレビなど、子育て中の保護者が利用しやすい様々な媒体を用いて、情報提供を行います。

イ 教育・保育や子育て支援事業の利用者支援

保護者や妊娠している方が、ニーズに合わせて教育・保育施設や子育て支援事業等を選択し、円滑に利用できるように、相談や情報提供を行う専門職員を配置します。また、子育てに関する様々な相談を受け、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携の体制づくりを行います。

ウ 子どもに関する相談機能と切れ目のない支援の充実

保護者が迷わず、また、ためらうことなく、子どもや子育てに関する相談ができるよう、保健、福祉、教育など様々な分野の相談を総合的に受ける体制の整備を目指します。

また、支援を必要とする子ども及び保護者に対しては、支援可能な機関等と連携し、迅速に支援がなされるよう調整します。

特に、発達障害^{*}に関しては、小学校就学前からできるだけ早期に支援につなげるとともに、情報の集約や組織の在り方について検討し、小学校就学後も切れ目のない支援がされるよう努めます。

主な相談窓口等	対応
利用者支援事業 (p.77に詳細)	幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行います。 平成31年度の見込み量＝5か所 確保内容＝市役所及び4区域に1か所ずつ整備予定
地域子育て支援拠点事業 (p.77に詳細／再掲)	子どもすくすくセンターや子どもの広場などで、常時、保育士などが相談に対応するとともに、子育て情報を提供します。
家庭児童相談室	家庭児童相談員及びケースワーカーが、子どもや家庭に関する相談や支援を行います。
保健センター	妊娠期から乳幼児期の発達・発育、予防接種、健康診断等に関する相談を行います。
24時間電話健康相談 「ひたち健康ダイヤル24」	健康、育児や、急な病気等の電話相談に、24時間無休、無料で対応します。

教育相談室	学校生活の様々な悩みや不登校など、児童生徒の教育相談を行います。
こども発達相談センター (再掲)	発達障害に関する相談、専門医師による指導助言、指導教室など、総合支援を行います。
各保育園・幼稚園・ 認定こども園の育児相談	保育士や幼稚園教諭等が、子育てに関する相談等を行います。
家庭教育サポーター	家庭教育サポーターがおしゃべりテレフォン（電話相談）、おもちゃライブラリー訪問、おしゃべりティータイムなどにおいて相談を行います。
ひたちコドモでんわ・ 青少年悩みごと相談	子どもから、又は子どもに関する大人からの相談を、電話や面談により行います。
子育てに関する情報提供	「子育て情報誌すくすく」、子育てミニ通信「すくすくプチ」、子育て情報ウェブサイト「ひたちすくすくガイド」、「日立市健康カレンダー」、ケーブルテレビ行政情報番組などにより、情報提供の充実を図ります。

(2) 子育て家庭に対する支援

ア 親子交流の機会の拡充

子どもたちが自由に遊び、関わり合い、保護者同士や地域の人とも交流できる場所や機会を拡充します。担当者は、身近な相談相手となるとともに、利用者同士、利用者地域をつなぐよう努めます。

イ 預かり事業の充実

保護者の用事や育児疲れ、リフレッシュなど、理由を問わず一時的に子どもを預かる事業を充実させるとともに、その周知を図ります。

保護者の病気や仕事、育児疲れ等のために児童養護施設等において短期間又は夜間預かる子育て短期支援事業については、委託先となる施設の拡充を図ります。

ウ 家庭教育の推進

家庭教育サポーターを中心として、身近な地域で親子交流の場や、子育ての悩みを共感する様々な機会を設け、家庭の教育力の向上を図ります。

エ 地域の子育て支援

交流センターや保育園・幼稚園・認定こども園等、身近な施設を拠点とした子育て支援活動を展開し、地域住民やボランティア等の協力による多様な交流や支援を促進します。

オ 産前・産後の支援

出産に当たっての支援を受けられる親族等がいない母親の負担を軽減するため、産前・産後の家事や育児などの支援を目指します。

主な取組	取組内容
	地域子ども・子育て支援事業は、見込み量と確保内容を記載
子どもすくすくセンター	地域子ども・子育て支援事業の説明。 子育て支援の拠点施設として、親子交流の場の提供、子育て相談、子育て情報の収集・発信、子育て自主グループ・ボランティアグループ等の活動支援などを行います。
地域子育て支援拠点事業（再掲）	保育士等のスタッフを配置して、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。また、地域の子育て関連情報提供、子育て支援に関する講習等を行います。
子育て広場	幼児と保護者が親子で楽しめる遊びや交流を、年間プログラムで受講できるコースとして開設します。
保育園・幼稚園・認定こども園の公開保育	それぞれの園において、月1回程度、園児以外の親子が参加し一緒に遊べる行事を開催します。
ブックスタート	赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを行い、絵本を通した親子の触れ合いを伝えながら、絵本や子育てに関する情報を提供します。
図書館のおはなし会	乳幼児向け、幼児・小学生向けや行事に合わせて、おはなしや絵本の読み聞かせ、紙芝居などを行います。
一時預かり事業 (p.79に詳細)	保護者の用事やリフレッシュなどで、家庭において保育が一時的にできない乳幼児を預かります。
	平成31年度の見込み量＝20,556人／年 確保内容＝18か所で一時預かり事業（幼稚園以外）実施を予定
幼稚園の一時預かり事業 (p.81に詳細)	幼稚園等の教育時間終了後、引き続き園児を預かって保育し、保護者の用事やリフレッシュなどに対応します。
	平成31年度の見込み量＝47,666人／年 確保内容＝公立幼稚園も含む全園での事業実施を計画的に推進
ファミリー・サポート・センター事業（p.88に詳細）	保育施設や学校への送迎、病後児や宿泊を含めた子どもの一時預かりなど、様々な家庭支援を、相互援助により実施します。
	平成31年度の見込み量＝6,000人／年（一時預かり）、72人／年（病後児預かり）、4,056人／年（小学生の放課後預かり） 確保内容＝協力会員による各種支援事業を実施
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ） (p.80、87に詳細)	保護者の疾病等により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。
	ショートステイの平成31年度の見込み量＝42人／年 確保内容＝5施設で実施を予定
	トワイライトステイの平成31年度の見込み量＝60人／年 確保内容＝1施設で実施を予定

家庭教育の推進	家庭教育サポーターを中心として、小学校就学前の子どもを持つ親を対象に、子どもの発達に応じた接し方を学ぶ講座や親子交流の場づくりなどを行います。
おもちゃライブラリー (日立市社会福祉協議会事業)	地域の育児支援ボランティアの協力の下、乳幼児を持つ親子が自由に集い、おもちゃ遊びを通して他の親子や地域との交流を図ります。福祉プラザ及び交流センター等24か所で実施。

2

安心して遊べる環境の整備

現状と課題

○ 遊び場への要望

子どもは体を動かし遊ぶ中で、心身の様々な発達にとって必要な経験を積み重ねていきます。また、友達と群れて遊ぶ中で、ルールを守り、コミュニケーションを取り合いながら、協調する社会性も養っていきます。しかし、都市化や少子化の進行により、子どもが自然の中で遊ぶ場所や遊ぶ仲間が減少しています。

アンケート調査の結果では、子育て支援の取組として8割以上の方が子どもの遊び場に関して「重要」又は「やや重要」と答えており、遊び場への要望の高さが分かります。

本市は山海川など自然環境に恵まれており、公園、広場及び緑地などについても400か所以上を整備しています。公園の遊具施設については毎年点検を行うなど、安全性の確保に努めていますが、植栽を含め、地域のニーズに対応した整備・管理の推進が課題となっています。

このほか、保育園や幼稚園等の園庭等を開放し、親子の遊び場として利用できるようにしています。

施策の展開

(1) 安全な遊び場の提供

ア 園庭開放

保育園、幼稚園、認定こども園は地域の子育て支援の拠点としての役割を担うといった視点から、地域の未就園児及びその保護者等に対して施設を開放するとともに、積極的な子育て支援を行います。

イ 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、遊び、交流できる場の一つとして、地域子育て支援

拠点の充実を図ります。室内での遊びに加え、外遊びができる施設の整備についても検討します。

ウ 公園の環境整備

子どもと保護者が安心して遊べるように、適時に遊具や公園施設の計画的な補修・更新を実施します。また、地域住民との協働による公園管理を進めます。

主な取組	取組内容
保育園・幼稚園・認定こども園の園庭開放	保育園・幼稚園・認定こども園において、園庭等施設を地域の親子に開放し、子ども同士が安心して遊べる場として提供します。
地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て中の親子が気軽に集い、遊び、交流できる場を提供します。
公園の施設管理	遊具の点検を年1回実施し、安全を確保します。また、自治会等の協力の下、除草や日常点検を行います。

3

働きながら子育てしやすい環境の整備

現状と課題

○ 母親の就業増加

就業する母親が増加し、フルタイム就業の場合の育児休業取得率も約7割になるなど、母親が働きながら子育てをする家庭が増えています。それに伴って保育ニーズも増加し、保育園等の定員数を増やして対応してきました。

保護者の就労形態の多様化から、保育ニーズも多様化しており、それらに対応できる支援策の整備が必要となっています。

○ 「小1の壁」

小学生の放課後の居場所としては、保護者が放課後の時間帯に家庭にいない子どもが、身近な場所で安全に過ごせるよう、各小学校内に公設の児童クラブを整備してきました。しかしながら、公設の放課後児童クラブは開設時間が短く、母親が働き方の変更を余儀なくされる「小1の壁」が問題となっています。また、基本的に小学校低学年を対象としているため、高学年になるとほとんどの児童が退会せざるを得なくなっています。

これら、公設の放課後児童クラブでは対応しきれないニーズを、民間学童クラブや、私立保育園が行う学童の保育が担っている状況にあります。

利用者ニーズに応えるためには、放課後児童クラブ事業の拡大、民間施設の環境整備、指導者の人材確保及び資質向上などが課題となります。

○ 仕事と生活の調和

出産を機に離職する女性は依然として多く、本市の就学前の子どもの母親で「以前は就労していたが、現在は就労していない」人は約5割となっています。一方父親の1日当たりの就労時間の平均は10.4時間、帰宅時間が午後9時以降の父親は約4割と、子育て世代の父親が育児に関わることができる時間は依然として少ない状態です。

職場全体の長時間労働の是正や、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるような雇用環境の整備が求められています。

施策の展開

(1) 多様な保育サービスの提供

ア 多様な就労形態への対応

多様化する就労形態によるニーズに応えるため、保育時間の延長や休日保育等の充実を図ります。

イ 病後児の保育

病気の回復期にあって集団保育ができない子どもを、専用のスペースで一時的に保育します。

ウ 一時預かり

保護者が仕事などで一時的に保育ができないときに、保育園や幼稚園、認定こども園等において一時的に預かって保育します。

エ 子育て援助活動（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業により、他の子育て支援事業で対応できないようなきめ細かな援助を行い、子育て家庭を支援します。

主な取組	取組内容
	地域子ども・子育て支援事業は、見込み量と確保内容を記載
時間外保育事業 (p.78に詳細)	保育園等で、施設が設定した利用日及び利用時間以外の日及び時間に保育を実施し、保護者のニーズに対応できる体制をつくります。 平成31年度の見込み量＝1,848人（実人数） 確保内容＝すべての保育園及び認定こども園で事業実施を予定
病児保育事業 (p.82に詳細)	病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士が一時的に保育します。 平成31年度の見込み量＝1,992人／年 確保内容＝病後児保育施設増設を推進

幼稚園の一時預かり事業(再掲)	幼稚園・認定こども園の教育時間終了後、引き続き園児を預かって保育し、仕事などによる保護者の不在に対応します。
保育園等の一時預かり事業(再掲)	保護者の仕事などで家庭において保育が一時的にできない乳幼児を預かります。
ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	保育施設や学校への送迎、子どもの一時預かり、宿泊を伴う預かり、病後児の預かりなど、様々な家庭支援を行います。

(2) 放課後児童クラブの充実

ア 対象児童の拡大

公設児童クラブの利用対象者を、5年間の計画期間内において小学校6年生まで段階的に拡大します。

イ 量の確保

各小学校において実施する公設児童クラブを核に、その充実を図ると同時に、民間事業者への支援を充実させ、必要量を確保します。

ウ 開設時間等の拡大

5年間の計画期間内において、学校ごとのニーズを見極めながら、公設児童クラブの開設時間延長及び土曜日開設を進めます。

エ 人材育成

県が実施する研修の受講を推進し、指導者の資質向上を図ります。

オ 設備・環境の整備

設備及び運営に関する基準を遵守し、児童の良好な生活環境の整備を図ります。

カ 放課後子供教室との連携（放課後子ども総合プラン）

国の放課後子ども総合プランに基づき、保護者の就労等の状況にかかわらずすべての児童を対象とする「放課後子供教室」との連携により、放課後児童クラブの活動内容を充実させます。(58ページ参照)

放課後子供教室の開設日には、放課後児童クラブの児童も学習指導などを受けに行き、放課後子供教室の指導時間が終わったら放課後児童クラブの部屋で過ごす、といった方法が考えられます。放課後子供教室は、余裕教室や特別教室、図書室等での実施を予定しています。

※ 放課後子ども総合プランとは、すべての就学児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を進め、連携・交流していくものです。

主な取組	取組内容
	地域子ども・子育て支援事業は、見込み量と確保内容を記載
放課後児童健全育成事業 (p.84に詳細)	放課後や学校休業日に、保護者が就労等により家庭にいない児童に、遊びや生活の場を提供します。 平成31年度の見込み量=1,329人 確保内容=公設放課後児童クラブの定員拡大及び民間事業の促進
放課後子供教室	放課後子供教室で行う学習や地域住民との交流等の活動と、放課後児童クラブとの連携を図ります。

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現

ア ワーク・ライフ・バランスの啓発

個人が自ら希望するバランスで、仕事や家族との時間を豊かに過ごせるよう、市民や事業者に向け、職場全体の長時間労働の是正や労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり等についての理解及び合意形成の促進など、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現のための働きかけとなる事業を実施します。

イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育及び放課後児童クラブの充実に加え、一時預かりやファミリー・サポート・センター事業の充実など、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。特に、産後休業・育児休業明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、計画的に保育環境を整備します。

ウ 就職を希望する保護者の支援

求職活動や起業準備の期間中について保育の必要性を認めて保育の認定をするなど、子育て中の保護者の就業を支援します。

また、子ども連れで来所しやすい環境を整備したハローワークの「マザーズコーナー」と協力し、就職を希望する保護者に子育て支援の情報を提供します。

エ 男女共同参画に関する教育・学習の充実

男女が、その個性と能力を発揮し生き生きと暮らせる社会を作るために、子どもの頃から男女共同参画^{*}についての理解を深め、意識の啓発を図ります。

主な取組	取組内容
ワーク・ライフ・バランスの推進	市民、企業を対象に、男女共同参画情報紙などにより、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行います。
保育環境の整備	就業のために保育を必要とする家庭が必要な事業を利用できるよう、保育環境を整備します。
男女共同参画 [*] の啓発	中学生のための男女共同参画ハンドブックを作成し配付します。男女共同参画に関する絵画や作文を募集し、公表します。

現状と課題

○ 生活上の負担

ひとり親家庭は、仕事、子育て、家事等をひとりで担わなければならない、その精神的、肉体的負担は大きいものとなっています。

ひとり親家庭が抱えている様々な悩みに細やかに対応できる相談体制と各種支援策などの情報提供が重要であり、福祉、保健、雇用、教育等、多岐の分野にわたる支援が必要となります。

○ 経済的負担

近年は雇用形態の変化や経済情勢を背景として、ひとり親家庭を取巻く環境は益々厳しくなっており、特に母子家庭の多くは、就労しているにもかかわらず、非正規雇用の割合が高いため、一般世帯に比べて低水準の年収に留まっているのが現状です。また、父子家庭は、比較的雇用条件が安定し、一定の収入は確保できる家庭が多いものの、仕事と子育て・家事との両立が課題となっています。

子どもへの影響の観点からも、ひとり親家庭が経済的に自立できるとともに、家庭生活の安定が図られるよう、自立支援策の充実が求められています。

施策の展開

(1) ひとり親家庭の支援

ア 子育て・生活支援

母子・父子自立支援員が、様々な悩みの相談や自立に向けての支援を行います。

母子家庭・父子家庭の方が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応する保育の充実、放課後児童クラブの充実に努めます。

一時的に家事援助や保育サービスが必要なときに家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業等、ひとり親家庭に対する各種支援策等について、市報、ホームページ等により広報、情報提供に努めます。

イ 就業支援

経済的自立に向けた看護師等の資格取得のための職業訓練給付金を支給することにより、母子・父子家庭の就業を支援します。

また、県の母子・父子自立支援プログラム、自立支援教育訓練給付金などの支援策の利用促進を図るとともに、ハローワークの専門相談窓口と連携し、母子・父子家庭の就業を支援します。

ウ 経済的支援

経済面での支援を促進するために、母子・父子福祉資金貸付金や児童扶養手当制度等について積極的な情報提供を行い、経済的な支援を推進します。

主な取組	取組内容
相談支援	母子・父子自立支援員が母子・父子家庭の抱える様々な悩みの相談や自立に向けた就業相談等に応じます。
保育園・放課後児童クラブの利用調整	母子・父子家庭の方が仕事と子育ての両立ができるよう、保育園・放課後児童クラブ利用に際して優先的に配慮します。
子育て短期支援事業（再掲） （p.87に詳細）	母子・父子家庭の方が病気や仕事等で子どもの養育が一時的に困難になったときに児童養護施設等で子どもを預かります。
高等職業訓練給付金等	経済的な自立に向けて、看護師などの資格取得のために養成機関に2年以上修学する場合に給付金を支給します。
生活保護受給者等就労自立促進	ハローワークと連携して生活保護受給者や児童扶養手当受給者に就労支援を行います。
就労促進	就労促進のための県の事業（母子・父子自立支援プログラム、自立支援教育給付金など）について情報提供を行います。
資金援助制度紹介	資金援助のための県の事業（生活資金や修学資金などの貸付制度）について情報提供を行います。
児童扶養手当	母子・父子家庭等に対し、児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当を支給します。
医療福祉費支給 （母子・父子家庭マル福）	18歳未満の子どもを育てている母子・父子家庭の親と子が医療機関を利用したときの、医療費の一部を助成します。
遺児福祉金	父または母若しくは両親が死亡した義務教育終了前の児童の養育者に対し、経済的支援を行います。

現状と課題

○ 子育て家庭の経済的負担と少子化

子育てに関するアンケートでは、経済的支援への要望が常に上位に挙げられます。「平成23年 国民生活基礎調査」によると、児童のいる世帯の約7割は生活が苦しいと感じて

います。「平成22年 出生動向基本調査」では、理想の子ども数より少ない子ども数を予定している夫婦の約6割が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を理由に挙げています。子育て世代が子どもを産み育てやすいと感じられるには、家庭の子育てにおける経済的負担を軽減する必要があります。

○ 家庭状況等による負担

母子・父子家庭は、仕事、子育て、家事等を一人で担わなければならない環境にあることに加え、経済的に安定していない家庭も多く、経済的支援が求められています。

また、心身障害児等のいる家庭は、日常生活上の介護などの負担のほか、介護のために就業が制約されることや医療・サービス利用等による経済的な負担も多大です。

すべての子どもと子育て家庭の安定と、児童の健全な育成を図るため、各種経済的支援が求められます。

○ 子どもの貧困問題

次代の社会を担うのは子どもたちであり、子どもたちが希望を持って未来を切り開いていけるようにすることが必要です。しかし現実には、子どもたちの将来が、その生まれ育った家庭の事情等により左右されてしまう場合が少なくありません。

我が国の子どもの貧困の状況は、先進国の中でも厳しいものとなっており、国においては、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。

本市においても、家庭の経済状況等にかかわらず、すべての子どもが能力と可能性を最大限に伸ばせる環境を整備していくことが課題となっています。

施策の展開

(1) 経済的支援

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設（保育園、幼稚園、認定こども園）の利用者負担（保育料）は、家庭の所得の状況に応じて段階的に認定されます。兄弟姉妹で利用する場合の軽減策も導入されています。

本市では、子育て家庭の経済的負担の更なる軽減を図るため、子どもの医療費の助成対象や2人以上の子どものいる世帯の保育料など、軽減策の拡充を検討します。

また、ひとり親家庭、障害のある子どものいる家庭、不妊や不育症などに悩む家庭など、様々な家庭の状況に応じた支援を充実させます。

主な取組	取組内容
児童手当	中学校終了前の児童についての手当を、児童手当法に基づき支給します。(年齢・所得により支給額が異なります。)
医療福祉費支給(妊産婦マル福)	妊産婦が、妊娠の継続と安全な出産のために医療機関を利用したときの、医療費の一部を助成します。
医療福祉費支給(小児マル福)	中学校3年生までの子どもが医療機関を利用したときの、医療費の一部を助成します。(所得制限なし)
保護者負担軽減	小学校新入生ハンドセルを無償配付するほか、教材費や部活動の個人負担を見直すなど、保護者負担の軽減を図ります。
児童扶養手当(再掲)	母子・父子家庭等に対し、児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当を支給します。
多子世帯に対する経済的支援	多子世帯の保育料を軽減するなど、経済的負担の軽減を図ります。
遺児福祉金(再掲)	父又は母若しくは両親が死亡した義務教育終了前の児童の養育者に対し、経済的支援を行います。
医療福祉費支給(障害者マル福)	身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方や市内の障害福祉施設在籍者等が医療機関を利用したときの、医療費の一部を助成します。
医療福祉費支給(母子・父子家庭マル福)(再掲)	18歳未満の子どもを育てている母子・父子家庭の親と子が医療機関を利用したときの、医療費の一部を助成します。
特別児童扶養手当	精神又は身体に障害のある20歳未満の子どもを家庭で監護する方に手当を支給します。
障害児福祉手当	精神又は身体に重い障害のある20歳未満の子どもに手当を支給します。
日立市特別福祉手当	身体や精神に障害のある人等に、市独自の手当を支給します。
実費徴収に係る補足給付を行う事業(p.88に詳細)	低所得世帯を対象に、教育・保育施設等に支払うべき日用品、文房具費用、行事への参加に要する費用等を助成します。
就学援助制度	公立小中学校で必要な費用の負担が困難な家庭に対し、経済的支援を行います。
日立市奨学金	高等学校や大学などに就学するための資金を貸し付けます。
不妊治療費助成(再掲)	不妊に悩む夫婦の特定不妊治療(体外受精、顕微授精)に対し助成を行います。(所得制限なし)
不育症治療費助成(再掲)	不育症に悩む夫婦の不妊検査及び治療に対し助成を行います。(所得制限なし)

(2) 子どもの貧困対策

貧困によって子どもの将来が閉ざされることのないよう、子どもが健やかに育成される環境を整備し、生活困窮状態にある家庭に対し必要な支援を行います。

子どもの貧困対策は、第一に子どもに視点を置き、成長段階に応じて切れ目なく必要な支援がなされるよう配慮します。そのためには、子どもの貧困の実態を適切に把握し、その実態に即して支援していくことが必要であり、生活困窮状態にある家庭が社会的に孤立することがないよう、相談事業を充実させ、必要な支援につなげていきます。

子どもにとって身近な教育・保育施設や学校においても、保育士や教職員が子どもの変化や家庭環境の把握に努め、子どもと家庭を支えるとともに、必要に応じて福祉的支援につなげ、すべての子どもが、能力と可能性を最大限に伸ばせるように支援します。

主な取組	取組内容
家庭児童相談（再掲）	複合的な課題を抱える生活困窮家庭等に対し包括的な支援を行うため、教育・保育施設や学校、児童相談所等の関係機関と連携し、相談・支援等を行います。
生活困窮者自立支援法による支援	複合的な課題を抱える生活困窮家庭等に対し、ハローワーク等の関係機関と連携し、自立に向けた就労・生活支援等を行います。
生活保護法による支援	生活保護世帯の子どもの小中学校の給食費や学用品費等を支援します。また、高等学校等の修学を支援します。
実費徴収に係る補足給付を行う事業（再掲。p.88に詳細）	低所得世帯を対象に、教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具費用、行事への参加に要する費用等を助成します。
就学援助制度（再掲）	公立小中学校で必要な費用の負担が困難な家庭に対し、経済的支援を行います。
日立市奨学金（再掲）	高等学校や大学等に就学するための資金を貸し付けます。



基本目標Ⅲ 質の高い幼児教育・保育の体制を整える

1 幼児教育・保育の充実

現状と課題

○ 保育ニーズの増加

母親の就労の増加や核家族化等により保育ニーズが増加しており、全国的に保育の待機児童*問題が生じています。

本市においては、年度当初は待機児童がいないものの、産後休業・育児休業後の需要から年度途中で待機が発生しています。また、保育園では定員を超えた受入れが常態化しています。

○ 幼稚園利用者の減少

一方、幼稚園については、未就学児人口の減少等により、一部を除き利用者数が定員を下回る状況となっています。園によっては一定規模以上の集団活動が困難になるなど、運営上の問題や施設経営への影響が懸念され、少子化の動向を考慮した教育・保育施設の配置と運営が課題となっています。

○ ニーズの多様化

社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や保護者のニーズも多様化しています。質の高い幼児教育や、柔軟な保育時間、特別な支援を必要とする子どもへの支援体制などが、幼児施設に求められるようになってきました。このような多様化するニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った取組が必要となってきます。

○ 幼児教育と保育の一体的提供

本市では平成26年度には、6園の認定こども園が開設されており、幼児教育と保育の一体的な提供を進めています。このうちの1園は、市内初の公立認定こども園です。

新制度では、教育・保育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況にかかわらず柔軟に子どもを受け入れることができ、質の高い幼児期の教育・保育を提供できる「認定こども園」の普及に取り組むことが求められています。

認定こども園とは

教育と保育を一体的に行う施設であり、具体的には次の2つの機能を備える施設です。

- ① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（満3歳以上の子どもについては、保護者の就労等にかかわらず、教育・保育を一体的に行います。）
- ② 地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行います。）

認定こども園の類型

幼保連携型

単一の施設として、小学校就学前の子どもの教育・保育と子育て支援を一体的に提供するタイプ

幼稚園型

認可幼稚園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

施策の展開

(1) 幼児教育・保育環境の整備

ア 提供体制の確保

(ア) 量的な確保

多様化するニーズを踏まえ、質の高い教育・保育を提供していくために、保育園、幼稚園、認定こども園等の幼児施設全体のバランスを考慮して必要量の確保に努め、幼児教育・保育環境を整備します。

(イ) 幼稚園教職員、保育士等の確保

教育・保育の量的確保や質の改善を図るためには、その担い手である保育士等の確保が、これまで以上に切実な課題となります。ついては、国の制度を活用した就業継続のための研修の実施や有資格者の再就職支援等により、幼稚園教職員・保育士等の確保に努めます。また、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有を促進します。

(ウ) 教育・保育の一体的な提供の推進

今後も進行が予想される少子化の動向を踏まえ、既存施設の意向を尊重しつつ、多様化するニーズに柔軟に応え、良質なサービスを提供するため、教育・保育の一体的な提供を進めます。

具体的には、保育園と幼稚園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等の変化により利用が影響されず、また、保育対象児にも教育を提供できる、認定こども園の普及を推進します。

(エ) 産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保

産後休業や育児休業後に保育園等の利用を希望する保護者が、年度の途中で保育サービスを利用できるよう、保育の提供体制の整備を進めます。

また、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対して、休業明けに円滑に保育園等を利用できるように、情報提供や相談支援を行います。

(オ) 特別な支援が必要な園児への対応

発達に障害があるなど、特別な支援を必要とする子ども一人一人に適切な支援、指導を充実させるため、幼児施設での支援体制を強化します。

そのために、関係機関との連携を密にし、幼稚園教職員や保育士等が障害児や発達障害^{*}に関する専門的な知識や技能を習得するための研修、指導を充実させます。

また、子どもや保護者が支援を受けやすい環境を整えるため、地域の拠点となる幼児施設等への、相談窓口や通級教室、小集団指導等の機能の整備を検討します。

イ 公立と私立の幼児施設の役割について

(ア) 公立幼児施設

私立幼児施設では対応が困難な、特別な支援を要する子ども等を積極的に受け入れる役割を担うとともに、将来の需要を見通し、適正な規模や配置を見直した上で、地域の幼児教育・保育、子育て支援の拠点としての役割を担います。

(イ) 私立幼児施設

地域に根差した施設として、保護者ニーズを捉え、独自の理念や方針に基づく特色ある教育・保育・子育て支援の役割を担います。

ウ 認可外保育施設への支援

認可外保育施設を支援し、保育園や小規模保育事業への移行を促進します。また、これらに移行しない認可外保育施設については、保育環境の充実を支援します。

※ 教育・保育の提供については、「第5章 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」」にも記載があります。(66ページ)

主な取組	取組内容
保育の充実	保育園の定員拡充、認定こども園の普及などにより保育を拡充し、待機児童 [*] を解消します。
認定こども園の普及促進	認定こども園を普及するため、情報の提供や施設整備等に関する支援を行います。

時間外保育事業 (再掲。p.78に詳細)	保育園・認定こども園等で、施設が設定した利用日及び利用時間以外に保育を実施し、保護者のニーズに対応できる体制を作ります。
障害児保育の充実	障害のある子どもに健常な子どもと一緒に教育・保育を実施することにより、当該児童の成長、発達を支援します。
幼稚園の通級学級(再掲)	知的・発達に遅れがある等の幼稚園児の個別指導や集団指導を行います。また、ことばの習得に遅れや障害のある幼児を対象に個別指導を行います。
病児保育事業(再掲。p.82に詳細)	病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士が一時的に保育します。
幼稚園の一時預かり事業(再掲)	幼稚園等の教育時間終了後、引き続き園児を預かって保育し、保護者の用事やリフレッシュなどに対応します。
認可外保育施設への支援	認可外保育施設における保育環境の充実を支援します。(園児健康診断・職員健康診断補助、保育施設運営費補助等)
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (p.89に詳細)	多様な事業者の能力を活用しながら、保育や地域子ども・子育て支援事業の受け皿拡大を促進します。

(2) 教育・保育の質の向上

ア 質の確保・向上

乳幼児期には、その特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。そのために、教育・保育施設は設備等を整備し、それぞれの理念に沿った教育・保育、子育て支援の更なる質の向上を図ります。

また、幼稚園、保育園、認定こども園等で構成する「日立市子ども・子育て支援事業者懇談会」において、意見交換や研修会などを行い、情報の共有に努めます。

イ 幼稚園教職員・保育士等の資質の向上

慢性的に不足している幼稚園教職員や保育士等を確保するとともに、幼稚園教職員や保育士等の知識や技能の向上を目的とした研修を充実させます。

また、幼稚園教職員と保育士等の合同研修等を通じて、教育・保育の共通理解を深めます。

ウ 小学校との連携

小学校就学時の環境の変化による不安や不適応を解消するため、就学前教育と小学校教育の「段差」を低くし、子どもたちの発達や学びの連続性を見通した、保育園・幼稚園・認定こども園等と小学校とのより質の高い連携を進めていきます。

主な取組	取組内容
特色ある教育・保育	幼稚園、保育園、認定こども園等の園ごとに、特色ある教育・保育の実践に努めます。
子ども・子育て支援事業者懇談会	子ども・子育て支援事業者との情報や意見交換、研修会などを定期的に開催し、予想される課題の検討など相互調整を図ります。
幼稚園教職員・保育士等研修	若手教職員・保育士等の指導力向上や特別支援教育などの研修の充実を図ります。
保育園・認定こども園における食育の実践	食育計画に基づき、発達段階に応じた豊かな食に関する体験により、食を営む力の基礎を培います。
保幼小連携	保育園・幼稚園・認定こども園等と小学校が相互に連携し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。接続期の連携を推進するための手引書である「笑顔をつなぐ保幼小連携ハンドブック」を活用し、相互理解の下、見通しをもった保育・教育が進められるよう努めます。



基本目標Ⅳ 子どもの成長と自立を促進する

1 子どもの健全育成と安全の確保

現状と課題

○ 学童期の社会性や自立性

学童期は、心身が調和のとれた発育をするために重要な時期で、多くの人から様々な影響を受けます。特に学校生活での人間関係や、教師や子ども同士の良好な関係を築くことが大変重要となりますが、放課後や休日、長期休業中の活動も、社会性や自立性を育むために重要な経験の場となります。

しかし、インターネット等を通じた擬似的・間接的な体験が増加し、人や物、自然に直接触れるという体験の機会が減少しつつあります。これらのことは、子どもが社会性を十分身に付けられず、精神的にも不安定さを内包し、周りの子どもとの人間関係をうまく構築できないなど、多くの問題を発生させています。

本市では、少年団活動や子ども会活動など、地域で異年齢の子どもたちが集団で様々な体験ができる活動を支援し、これらの問題の解消に努めています。様々な活動や体験を通して、社会性や責任感、他者への思いやりなどを育てることが課題となっています。

○ いじめや不登校

友人関係を強く意識する一方で、上手に関係を築けないケースが増えている現状において、いじめや不登校などが起こる可能性も高くなります。いじめは、暴力を伴うものや、「冷やかし」「からかい」「悪口」「仲間外れ」など様々なものがあります。また、インターネットや携帯電話等の普及に伴い、いじめの構造や手段が複雑化しています。

本市では、「日立市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進しています。

近年、不登校は増加傾向にあり、「不安情緒的混乱」、「無気力」といった理由によるものが多くなっています。これに対し、教育相談体制の充実を図り、不登校等に関する相談や不登校児童・生徒に対する支援を行っています。

問題は多様化し、教育相談の内容も複雑化、長期化する傾向にあるので、更なる相談体制の強化等が課題となっています。

○ 子どもの安全

子どもの安全、特に交通事故や犯罪から子どもを守るためには、社会全体で注意を払い、

見守ることが必要です。

通学路の安全については、関係機関との連携により危険箇所の改善に努めるとともに、登下校時における立哨活動、並びにコミュニティ*や自警団等による青色防犯パトロール車*での巡回や見守り活動が継続的に行われています。

学校においては、学区内の危険箇所を明示した「子どもを守る安全マップ」を作成するとともに、各学校において「不審者対応マニュアル」、「下校時の安全対策マニュアル」を作成しています。

また、緊急時の避難場所となる「子どもを守る110番の家」を地域住民や店舗等に依頼し、プレートを掲示していますが、地域の中での周知と、新たな協力者の確保が課題となっています。

施策の展開

(1) 小中学生の健全育成

ア 各種少年団等活動

放課後や休日、長期休業中などを利用した様々な体験や異年齢の子どもたちと交流する機会、例えばスポーツ少年団や文化少年団（宇宙少年団、ジュニア弦楽合奏団、少年少女発明クラブ、ふるさと文化少年団、少年少女合唱団ほか）などを通して、児童の心身の健全な育成を推進します。

イ 職業探検少年団

地域の方々や産業界の協力により、子どもたちが興味を抱いている職業、例えば農業、林業、水産業、ものづくり、科学、建築デザインなどについて、現に携わる人から直接指導を受け体験することで、働くことの意味や大切さを学びます。

ウ 地域の体験活動

子ども会やコミュニティ*等が行う行事など、様々な体験や異世代交流ができる活動を支援します。

エ 放課後子供教室

保護者の就労等の状況にかかわらず、すべての児童生徒を対象とした、放課後子供教室の整備を推進します。放課後子供教室は、地域の人材や団体の協力の下、学習指導などの活動を行うもので、全小学校及び中学校での実施に向けて、計画的な整備を推進します。

また、放課後児童クラブとの連携・交流を目指す放課後子ども総合プランを推進します。(45ページ及び86ページ参照)

主な取組	取組内容
スポーツ少年団	様々なスポーツを楽しみながら、異年齢での集団活動や自主・自立的な活動により青少年の健全な心と体を育てます。
職業探検少年団	子どもたちが興味のある職業を年間プログラムで体験することにより、見ただけでは分からない、働くことの大切さや楽しさを学びます。
総合型地域スポーツクラブ	地域の子どもから高齢者までが、親子体操教室やテニス教室、キャンプなど、様々なコースのスポーツや交流を楽しみます。
文化少年団	子どもたちが関心ある内容を自由に選択し、様々な文化に触れ、体験します。
子ども会活動	異年齢の子どもたちの交流を推進する活動を支援します。
地域わんぱく隊	宿泊を伴う生活体験・自然体験・地域体験・異世代交流などを取り入れた活動を、コミュニティ*等が主体となって行います。
ひたち大好きパスポート	土曜日や長期休業期間中の日曜日に公共施設の利用が無料となるパスポートを小学生に配付し、休日における活動の場を広げます。
放課後子供教室(再掲)	小中学生の放課後等に、余裕教室や特別教室等を利用して、学習指導や地域住民との交流等の活動を行います。

(2) いじめ、不登校対策

ア いじめ問題の啓発

いじめは特別なことではなく、すべての子どもに起こり得る身近な問題と捉え、小中学生、教職員、保護者等に対し、防止のための理解と啓発に努めます。

イ いじめの未然防止、早期発見

いじめには、深刻な状況になる前に対応し、その芽を摘むことが必要です。いじめをされる側もする側も、双方に心の傷を残さないよう、いじめの未然防止、早期発見を最優先に、対応に努めるとともに、いじめ発生時には迅速に適切な措置を講じます。また、教育相談員等による子どもたちの心のケアに努めます。

ウ いじめ対策組織の強化

日立市いじめ防止基本方針(平成26年5月制定)に基づき、教育委員会が設置した「いじめ問題対策連絡協議会」と「いじめ調査委員会」において、いじめの未然防止や発

生時の対応、事実確認などを推進します。その上で、市長が更に調査が必要であると認めるときには、「いじめ再調査委員会」を開催して調査をすることができるとしており、徹底した対策を講じています。

なお、学校ごとに、学校いじめ防止基本方針を策定しており、対策のための組織を設置して、積極的にいじめ問題に対応していきます。

エ 相談体制の充実

学校において発生する様々な問題に対し、教育委員会や女性青少年課、子ども福祉課等の連携による相談体制を更に強化し、いじめや不登校等の解消に向けて一人一人の児童生徒に寄り添った支援を行います。

オ 不登校児への支援

不登校は、すべての子どもに起こり得る問題であると捉え、不登校の小中学生がどのような支援を必要としているかを見極めた上で、学校訪問相談員による教育相談や適応指導教室(教育支援センター)「ちゃれんじくらぶ」など、子どもに寄り添う適切な働きかけを行います。

適応指導の対象者が増えていることから、受入枠の拡大、北部や南部地区での教室の開設などを検討します。

カ 指導の充実

生徒指導の機能を強化し、学級づくりや授業づくりを進めるとともに、「分かる授業」を実践し、学校が楽しい場所であると感じられる学習環境の整備に努めます。

主な取組	取組内容
生徒指導	いじめ防止基本方針を基に、いじめの未然防止等に積極的に取り組むとともに、生徒指導研修会や学級集団アセスメント調査等の有効活用を通して、いじめや不登校の解消に努めます。
教育相談	教育相談員を小中学校に派遣し、教育相談を行います。また、不登校の小中学生の家庭訪問や登校時の支援を行い、教育上の諸問題の早期解決を図ります。
適応指導教室(教育支援センター)「ちゃれんじくらぶ」	不登校の小中学生の生活と活動の場として開設し、学習のほか、体験活動、英語、調理などの活動を通して子どもたちの自己肯定感を高め、学校へ復帰できるよう支援を行います。
「未来パスポート*」の活用	夢や希望を肯定的に捉えて未来パスポートを記入することで、自己理解、自己肯定、人間関係の育成を図ります。

(3) 安全対策

ア 通学路安全対策

毎年度、各学校において、教職員、交通安全母の会、PTA役員などにより通学路の安全点検を実施し、改善が必要な箇所については、教育委員会と関係機関との連携により対策を検討し、改善を図っています。引き続き、連携を密にし、通学路の安全確保に努めます。

イ 学校等安全対策（不審者等への対応）

子どもを守る安全マップ及び不審者対応マニュアル等を活用するとともに、「子どもを守る110番の家」の周知と、協力者の確保に努めます。

各学校やコミュニティ^{*}等に対し市内不審者情報を提供するほか、必要に応じて保育園・幼稚園等の警備に当たったり、パトロールを行うなど、地域ぐるみで警戒に努めます。

ウ 交通安全・防犯対策

保育園、幼稚園、小学校及び地域などで、交通安全教室や防犯教室を開催し、安全に関する知識の普及と意識の醸成を図ります。

また、防犯サポーターによる通学路や住宅街等のパトロールのほか、コミュニティ^{*}や自警団等による青色防犯パトロール^{*}での巡回や見守り活動により、引き続き社会全体で子どもの安全を見守ります。

主な取組	取組内容
通学路安全対策	関係機関との連携により、危険箇所の改善を図ります。
子どもを守る安全マップ	学区内の危険箇所を表示した安全マップを作成し、新入学児童に配布します。
学校安全対策（不審者等対応）	各学校において「不審者対応マニュアル」、「登下校時の安全対策マニュアル」を活用し、安全確保に努めます。
子どもを守る110番の家	「子どもを守る110番の家」協力者の確保により、不審者や急病などに遭遇した際に保護を求めることができる体制を作ります。
防犯パトロール・防犯啓発	防犯サポーターが、通学路や住宅街等をパトロールするほか、防犯教室や防犯訓練を行うことで、犯罪の未然防止を図ります。
交通安全教室	保育園、幼稚園、小学校等で、子どもや保護者に、交通規則や自転車の乗り方などを指導し、交通安全を推進します。

2

学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

現状と課題

○ 若年層の自殺と性

全国的に、若年層における自殺や十代の望まない妊娠の問題が深刻化しています。

本市では、市内全小中学校において、医師会、助産師会と連携し思春期教育を実施するなど、自他の生命の大切さや性に関する正しい知識の普及啓発に努めていますが、今後は、高校生に対する教育についても検討が必要です。

○ 思春期の生活習慣

肥満や極端にやせていること、生活習慣病等を予防するためには、子どもの頃から健康な発育や適切な生活習慣の形成に取り組むことが重要です。

本市では、市内小中学校において、医師会、歯科医師会と連携し、喫煙防止教育、歯科教育等を実施しています。

また、望ましい食習慣を形成するため、地域・学校関係者と連携し、児童、保護者に対し栄養教育を行っています。

施策の展開

(1) 思春期保健の充実

次世代の親となる子どもたちの将来に向けて、生命（いのち）の大切さを理解できる機会を設けるとともに、望まない妊娠を避け、子どもを産みたいと希望するときに妊娠・出産ができるよう、心身の健康や性、妊娠・出産に関する正しい知識の普及に努めます。

主な取組	取組内容
いのちの教育	小学4年生の親子を対象とした「助産師が伝えるいのちの教育」、中学3年生を対象とした「医師等が伝えるいのちの教育」により、自他の生命を尊ぶ気持ちや思春期について啓発します。
ライフプラン教育	高校生を対象として、医師会、助産師会と連携し、性や妊娠・出産等に関する正しい知識の普及を図ります。

(2) 早期の生活習慣病予防の支援

生活習慣病予防に早期から取り組むため、学校、教育委員会等と連携し、子どもたちに対する禁煙教育、歯科教育、食習慣の基盤づくりとなる栄養教育等の支援に努めます。

主な取組	取組内容
思春期における食育推進	望ましい食習慣について、栄養士や栄養教諭等による栄養教育の充実を図ります。
歯と口の健康教育	歯科医師会と連携し、歯と口の健康教育を各中学校で実施し、歯周病と喫煙の害について知識の普及を図ります。
がん教育・生活習慣病予防教育	医師会と連携し、小中学生に対し、がん予防及び生活習慣病予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

施策の展開

(1) 自立についての啓発

ア 「いいとこ発見 夢づくり」

未来パスポート^{*}等を活用して、自分の良さに気づき、自己肯定感を高めながら、自信を持って未来を切り開いていく子どもの育成に努めます。

イ 中学生のための自立啓発

これからの人生で、自らがどのような生き方を選択するのか、自立して社会生活を営むことの意義などについて、思春期から考える機会を提供します。

ウ 社会体験の推進

地域や企業と連携した職場体験活動等を充実し、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を推進します。

主な取組	取組内容
いいとこ発見夢づくり推進	「未来パスポート」等を活用し、自己肯定感の高揚を図ります。
思春期自立啓発	副読本『未来を生きる君たちへ 自立と共生』を中学1年生に配付し、将来の人生選択について啓発します。
社会体験活動	地域、事業所等の協力を得て、職場体験学習等を実施し、社会人としての生き方やルールを学ぶ機会を提供します。
職業探検少年団(再掲)	子どもたちが興味のある職業を年間プログラムで体験することにより、見ただけでは分からない、働くことの大切さや楽しさを学びます。

(2) 出会い・結婚支援

ア ひたち出会い応援協議会

いばらき出会いサポートセンター等関係団体と協力して出会い応援イベントを開催するほか、各団体の様々な形態での出会い・結婚支援事業に関する情報交換、相互協力を行います。

3

社会を担う次世代の育成

現状と課題

○ 将来の自立

子どもたちは、やがて社会に出て、次の世代の家庭や地域、社会を担っていきます。社会の一員として自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくためには、経済的にも精神的にも自立することが必要ですが、厳しい雇用環境もあって、つまり若者も少なくありません。

本市では、家庭、地域、自立といった考え方や、男女が対等な立場でその個性や能力を認め合うことの大切さについて、啓発を行っています。

また、自分の良さに気づき、自分の存在に自信をもつことで、他者を認め、未来を切り開いていく力を育成する取組をしています。

○ 晩婚化・未婚化

結婚を希望する若者は多いものの、晩婚化・未婚化の進行は止まりません。出会いが少ない、生活と仕事の調和が難しい、コミュニケーション力が弱い、といった問題が指摘されています。

本市では、若者の結婚・妊娠・出産に関する希望が実現するよう、まちぐるみで応援する環境を整えるため、関係機関で構成する「ひたち出会い応援協議会」を運営し、情報交換、イベント等を実施していますが、関係者のスキルアップや成果の把握が課題となっています。

第5章 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」

(子ども・子育て支援事業計画)

イ 啓発事業

出会い応援に取り組む関係者、独身者などを対象に、出会い・結婚に関するセミナーを開催するなど、独身男女に結婚に関する意識付けとスキルアップのための支援策を検討していきます。

主な取組	取組内容
出会いの機会の創出	いばらき出会いサポートセンター等と連携してイベントを実施し、未婚者の出会いと結婚を支援します。
出会い・結婚についての情報提供・啓発	出会いのイベントなどに関する情報提供や、結婚に関する意識啓発を図ります。



1 子ども・子育て支援事業計画

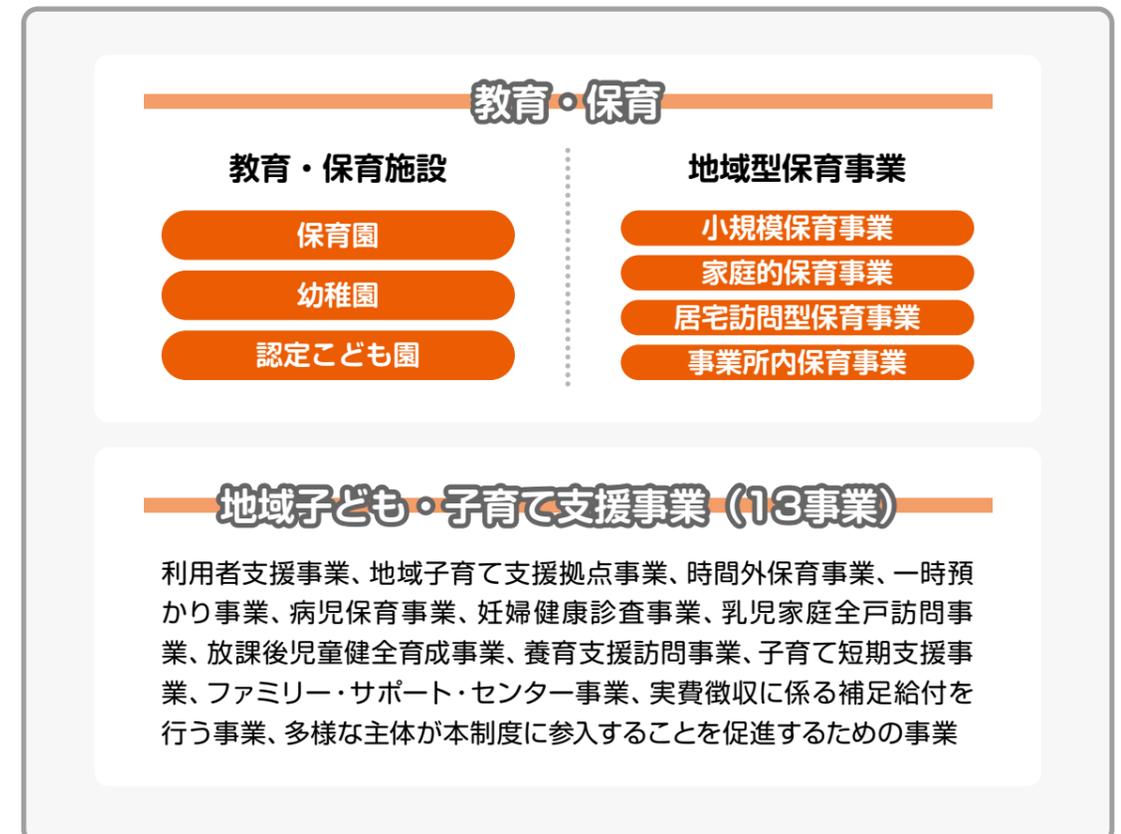
子ども・子育て支援法は、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付けており、記載すべき事項を定めています。

本計画は、子どもと子育てに関する総合的な計画として法定以外の内容も一体的に記載していますが、法定の、狭い意味での「子ども・子育て支援事業計画」を、本章にまとめて記載します。

主な内容は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業についての需給計画と、認定こども園の普及推進に関する事項です。

2 子ども・子育て支援事業計画に定める事業

事業計画に定める事業は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業です。



(1) 教育・保育

ア 教育・保育に関する施設・事業

(ア) 保育園

保育が必要な乳児又は幼児を保育することを目的とした施設のうち、県から認可を受けた施設を指します。

(イ) 幼稚園

3歳から小学校入学までの幼児が、様々な遊びを中心とした教育を受け、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。新制度に移行する幼稚園と、これまでの制度のまま運営する幼稚園があります。

※本計画において、新制度に移行しない幼稚園は「確認を受けない幼稚園」と呼びます。

(ウ) 認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持つ施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。

(エ) 地域型保育事業

保育園より少人数で、3歳未満の子どもを保育する事業です。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4種類があり、市町村が認可します。

イ 教育・保育の認定

新制度では、教育・保育施設及び地域型保育事業を利用するには、年齢及び保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。

年齢	保育の必要性	認定区分	教育・保育時間	利用できる施設
満3歳以上	なし	1号認定	教育標準時間	・幼稚園 ・認定こども園
	あり	2号認定	保育標準時間 保育短時間	・保育園 ・認定こども園
満3歳未満	あり	3号認定	保育標準時間 保育短時間	・保育園 ・認定こども園 ・地域型保育事業

ウ 保育の必要性の認定における要件

保育を利用するには、次の<保育を必要とする事由>のいずれかに該当することが必要です。

保育の必要性に係る就労時間の下限は、本市では1か月当たり64時間としています。

なお、下限時間については、保育園の利用状況等を踏まえながら、計画期間中に必要に応じた見直しを検討することとします。

<保育を必要とする事由>

- 月64時間以上の就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- 妊娠、出産（産前6週、産後8週まで）
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（3か月以内）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること（在園児が4・5歳の場合に限り、その年度末まで）

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法において13の事業が定められており、市町村ごとにニーズに応じた事業を実施することとされています。

3

教育・保育等の提供区域の設定

(1) 提供区域とは

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するとともに、事業内容を定めることとされています。

(2) 日立市の教育・保育等の提供区域の設定

ア 教育・保育の提供区域

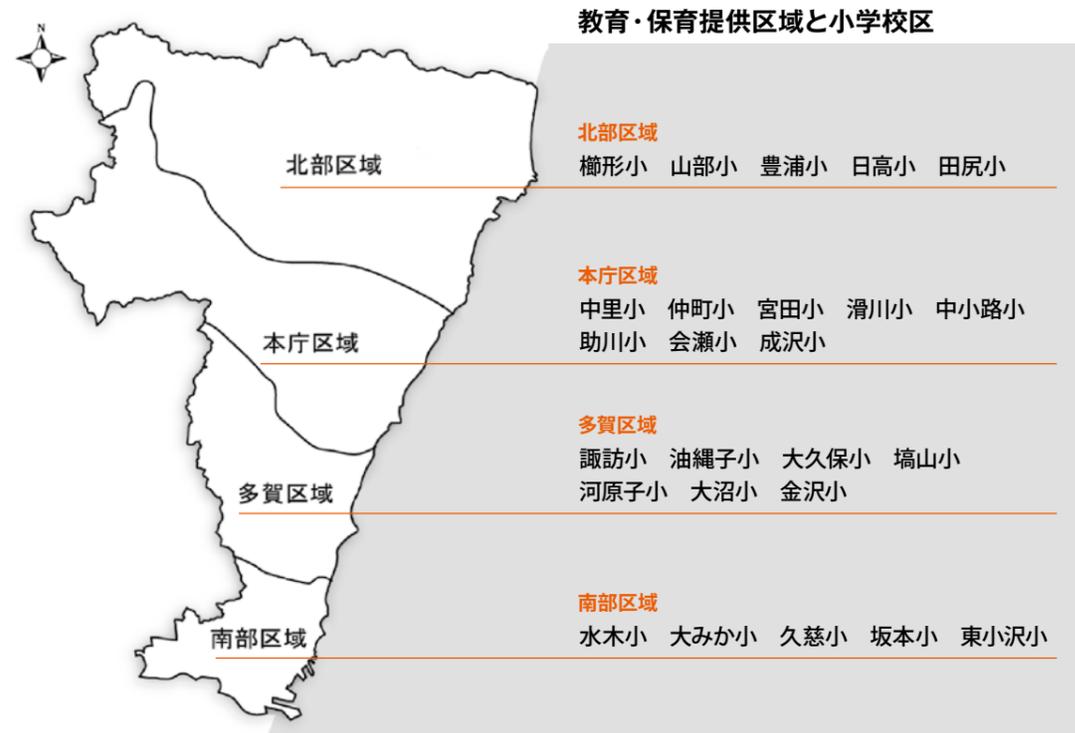
本市では、地域性や行政区、子どもと保護者の活動範囲の状況等を考慮して、複数の小学校区を組み合わせ、4つの区域を設定しました。北部区域、本庁区域、多賀区域、南部区域の4つの区域を基本とし、地域のニーズに沿った教育・保育の提供を進めていくこととします。

イ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業の提供区域設定については、教育・保育の提供区域を基本とし、事業ごとに適切な区域を設定します。

ウ 教育・保育等の提供区域の設定

(ア) 教育・保育の提供区域



(イ) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業名	区域の設定
① 利用者支援事業	4区域 (教育・保育に同じ)
② 地域子育て支援拠点事業(子どもの広場、子育て支援センター等)	
③ 時間外保育事業(延長保育)	
④ 一時預かり事業(一時保育、預かり保育)	
⑤ 病児保育事業(病後児保育)	市全域
⑥ 妊婦健康診査事業	
⑦ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	
⑧ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	4区域
⑨ 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	市全域
⑩ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	
⑪ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

4

「量の見込み」と「確保方策」について

(1) 基本的な考え方

ア 量の見込みと確保方策の設定

子ども・子育て支援法に基づく事業計画においては、保育・教育について、5か年の量の見込み(利用に関するニーズ量を踏まえた目標量)と確保方策(量の見込みに対する整備量と実施時期)を定める必要があります。

平成25年度に小学校就学前児童及び小学生の保護者を対象として実施した「日立市子育て支援に関するアンケート調査」(以下「ニーズ調査」)の結果を活用して量の見込みを算出するとともに、その確保方策を定め、年度ごとに進行管理を行います。

イ 目標年度の設定

保育については、平成29年度末までに待機児童^{*}解消を目指します。

その他の事業については、平成31年度末を目標として確保方策を定めることとします。

ウ 公立幼児施設の適正配置について

公立の幼児施設については、平成25年3月に「日立市幼児施設のあり方検討会議」から受けた提言に沿って、公立幼児施設の担うべき役割を踏まえながら適正配置を進めます。

(ア) 方向性

民間力を活用し、公から民への移行を前提として、今後も進行が予想される少子化の状況に合わせ、公立の幼児施設において児童の受入枠を調整します。地域や保護者のニーズを踏まえ、定員の見直しや統合、認定こども園化(幼稚園と保育園の一元化)等により、地域の拠点とする施設を残しつつ適正配置を進めていきます。

(イ) 統合等の対象とする施設の考え方

一定規模(1学級10人以上)の園児の集団活動を確保する観点から、クラスの児童数が2年続けて10人未満となっている施設や、経年劣化等により老朽化している施設などを中心に、私立の幼児施設の配置状況も十分に踏まえつつ、近隣施設との統合等を進めていきます。

(2) 量の見込みの推計

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果を基に、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の子育て家庭の現状等を踏まえて、一部補正を行いました。

計算式は次のとおりです。

推計児童数

× 潜在的家庭類型割合

× 利用意向率

= 量の見込み

平成27年度～31年度における年齢区分別の児童数を住民基本台帳人口を基に推計（コーホート変化率法*）

父母の就労状況や教育・保育の利用意向により、8つのタイプの潜在的家庭類型に分類（「現在の就労状況」と「将来の就労希望」を勘案）

潜在的家庭類型ごとに、教育・保育事業等の利用意向率を算出

左記を掛け合わせて「量の見込み」を算出

(3) 「確保方策」の考え方

ア 不足が見込まれる保育の整備について

(ア) 保育園の定員適正化

定員を超過して子どもを受け入れている保育園について、入園実績や施設規模、職員配置に応じて適切な定員を設定するよう働きかけます。

(イ) 幼稚園の認定こども園への移行促進

既存幼稚園の認定こども園への移行を促進し、保育定員の確保を図ります。

(ウ) 認可外保育施設の保育園、地域型保育事業への移行促進

市内で運営している認可外保育施設について、認可保育園への移行や小規模保育施設など地域型保育事業への移行等を促進し、保育定員の確保を図ります。

イ 幼稚園、認定こども園（1号認定）の確保方策について

学校教育法に基づくクラス編成を考慮し、各園の意向を踏まえて受入数を設定します。

ウ 地域子ども・子育て支援事業について

現在の利用状況とニーズ調査で把握した利用希望を踏まえて、事業ごとの確保内容とその時期を設定します。

【参考】平成27年度の教育・保育施設の設置状況（見込み）

	認定こども園	幼稚園	保育園	合計
私立	10園	11園 (うち、新制度に移行しない園は2園)	7園	28園
公立	1園	13園	10園	24園
合計	11園	24園	17園	52園

5

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

(1) 市全域

(単位：人)

年度・区分	1号認定	2号認定		3号認定			
		3～5歳 保育の必要あり		0歳 保育の 必要あり	1～2歳 保育の 必要あり		
		幼稚園希望者 (※1)	左記以外				
量の見込み・確保方策	3～5歳 学校教育のみ						
平成27年度	量の見込み（必要利用定員総数）	①	2,208	257	1,414	297	784
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	2,366	—	1,264	227	645
		確認を受けない幼稚園（※2）	340	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	②	2,706	—	1,264	227
② - ①		241	—	△150	△70	△139	
平成28年度	量の見込み（必要利用定員総数）	①	2,169	252	1,387	288	770
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	2,366	—	1,264	227	645
		確認を受けない幼稚園（※2）	340	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	②	2,706	—	1,264	227
② - ①		285	—	△123	△61	△125	
平成29年度	量の見込み（必要利用定員総数）	①	2,177	253	1,393	279	740
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	2,246	—	1,393	273	708
		確認を受けない幼稚園（※2）	340	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	6	32
		確保方策の合計	②	2,586	—	1,393	279
② - ①		156	—	0	0	0	
平成30年度	量の見込み（必要利用定員総数）	①	2,122	246	1,356	274	717
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	2,246	—	1,393	273	708
		確認を受けない幼稚園（※2）	340	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	6	32
		確保方策の合計	②	2,586	—	1,393	279
② - ①		218	—	37	5	23	
平成31年度	量の見込み（必要利用定員総数）	①	2,075	241	1,325	267	700
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	2,246	—	1,393	273	708
		確認を受けない幼稚園（※2）	340	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	6	32
		確保方策の合計	②	2,586	—	1,393	279
② - ①		270	—	68	12	40	

(※1) 2号認定者のうち、「幼稚園希望者」については、確保方策の算出に当たり1号認定に含めています。

(※2) 「確認を受けない幼稚園」とは、新制度に移行しない（新制度の対象としての確認を受けない申出を行う）幼稚園です。

(2) 区域別
ア 北部区域

(単位：人)

年度・区分	1号認定	2号認定		3号認定			
		3～5歳 学校教育のみ	3～5歳 保育の必要あり		0歳 保育の 必要あり	1～2歳 保育の 必要あり	
			幼稚園 希望者	左記以外			
量の見込み・確保方策							
平成27年度	量の見込み（必要利用定員総数）	736	85	410	86	227	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	590	—	383	94	243
		確認を受けない幼稚園	300	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	890	—	383	94	243
平成28年度	量の見込み（必要利用定員総数）	722	84	402	83	223	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	590	—	383	94	243
		確認を受けない幼稚園	300	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	890	—	383	94	243
平成29年度	量の見込み（必要利用定員総数）	725	84	404	81	215	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	550	—	404	89	243
		確認を受けない幼稚園	300	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	850	—	404	89	243
平成30年度	量の見込み（必要利用定員総数）	706	82	393	79	208	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	550	—	404	89	243
		確認を受けない幼稚園	300	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	850	—	404	89	243
平成31年度	量の見込み（必要利用定員総数）	691	80	384	77	203	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	550	—	404	89	243
		確認を受けない幼稚園	300	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	850	—	404	89	243

イ 本庁区域

(単位：人)

年度・区分	1号認定	2号認定		3号認定			
		3～5歳 学校教育のみ	3～5歳 保育の必要あり		0歳 保育の 必要あり	1～2歳 保育の 必要あり	
			幼稚園 希望者	左記以外			
量の見込み・確保方策							
平成27年度	量の見込み（必要利用定員総数）	514	60	358	75	198	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	600	—	315	35	120
		確認を受けない幼稚園	40	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	640	—	315	35	120
平成28年度	量の見込み（必要利用定員総数）	505	59	351	73	195	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	600	—	315	35	120
		確認を受けない幼稚園	40	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	640	—	315	35	120
平成29年度	量の見込み（必要利用定員総数）	507	59	352	71	187	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	565	—	352	64	161
		確認を受けない幼稚園	40	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	605	—	352	64	161
平成30年度	量の見込み（必要利用定員総数）	495	57	343	69	181	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	565	—	352	64	161
		確認を受けない幼稚園	40	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	605	—	352	64	161
平成31年度	量の見込み（必要利用定員総数）	484	56	335	68	177	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	565	—	352	64	161
		確認を受けない幼稚園	40	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	605	—	352	64	161

ウ 多賀区域

(単位：人)

年度・区分	1号認定	2号認定		3号認定			
		3～5歳 保育の必要あり		0歳 保育の 必要あり	1～2歳 保育の 必要あり		
		幼稚園 希望者	左記以外				
量の見込み・確保方策							
平成27年度	量の見込み（必要利用定員総数）	521	61	378	80	210	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	630	—	343	65	165
		確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	630	—	343	65	165
平成28年度	量の見込み（必要利用定員総数）	513	59	371	77	206	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	630	—	343	65	165
		確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	630	—	343	65	165
平成29年度	量の見込み（必要利用定員総数）	514	60	372	74	198	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	590	—	378	71	173
		確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	6	32
		確保方策の合計	590	—	378	77	205
平成30年度	量の見込み（必要利用定員総数）	501	58	362	74	192	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	590	—	378	71	173
		確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	6	32
		確保方策の合計	590	—	378	77	205
平成31年度	量の見込み（必要利用定員総数）	490	57	354	71	187	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	590	—	378	71	173
		確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	6	32
		確保方策の合計	590	—	378	77	205

エ 南部区域

(単位：人)

年度・区分	1号認定	2号認定		3号認定			
		3～5歳 保育の必要あり		0歳 保育の 必要あり	1～2歳 保育の 必要あり		
		幼稚園 希望者	左記以外				
量の見込み・確保方策							
平成27年度	量の見込み（必要利用定員総数）	437	51	268	56	149	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	546	—	223	33	117
		確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	546	—	223	33	117
平成28年度	量の見込み（必要利用定員総数）	429	50	263	55	146	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	546	—	223	33	117
		確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	546	—	223	33	117
平成29年度	量の見込み（必要利用定員総数）	431	50	265	53	140	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	541	—	259	49	131
		確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	541	—	259	49	131
平成30年度	量の見込み（必要利用定員総数）	420	49	258	52	136	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	541	—	259	49	131
		確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	541	—	259	49	131
平成31年度	量の見込み（必要利用定員総数）	410	48	252	51	133	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	541	—	259	49	131
		確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	541	—	259	49	131

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

(1) 利用者支援事業 <新規事業>

■ 事業概要

子育て家庭が、保育園・幼稚園などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・支援などを行う事業です。子ども・子育て支援新制度の創設に伴う新規事業です。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

子育て家庭の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、市役所及び教育・保育提供区域の各区域に1か所の開設を目指します。

■ 量の見込みと確保方策

項目	年度	単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市	量の見込み	か所		5	5	5	5	5
	確保方策	か所	—	2	3	4	5	5
北部	量の見込み	か所	—	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	—	0	1	1	1	1
本庁	量の見込み	か所	—	2	2	2	2	2
	確保方策	か所	—	2	2	2	2	2
多賀	量の見込み	か所	—	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	—	0	0	1	1	1
南部	量の見込み	か所	—	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	—	0	0	0	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業（子どもの広場、子育て支援センター等）

■ 事業概要

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業です。事業内容としては、①交流の場の提供・交流促進 ②子育てに関する相談・援助 ③地域の子育て関連情報提供 ④子育てや子育て支援に関する講習等を実施します。

市内には15か所の地域子育て支援拠点があり、平成25年度実績で年間延べ約57,000人もの親子が利用する、乳幼児親子にとって不可欠の事業となっています。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

見込み量は、ニーズ調査により把握した地域子育て支援拠点事業の希望利用日数を基本とし、保育利用者の利用実態等を勘案して算出しました。また、潜在的な需要が徐々に顕在化してくるものとして、計画期間中に平均して増加するものと見込みました。

計画期間中に、拠点が少ない区域へ新たに整備し、居宅から容易に移動することが可能な範囲で利用できるよう、21か所での実施を目指します。

■ 量の見込みと確保方策

項目	年度	単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市	量の見込み	回	4,782	5,582	5,982	6,382	6,782	7,183
	確保方策	か所	15	20	20	21	21	21
北部	量の見込み	回		1,459	1,563	1,668	1,772	1,877
	確保方策	か所	5	7	7	7	7	7
本庁	量の見込み	回		1,734	1,858	1,982	2,107	2,231
	確保方策	か所	5	6	6	6	6	6
多賀	量の見込み	回		1,376	1,476	1,574	1,673	1,772
	確保方策	か所	2	4	4	5	5	5
南部	量の見込み	回		1,013	1,085	1,158	1,230	1,303
	確保方策	か所	3	4	4	4	4	4

※ 回数は1か月の延べ利用回数

(3) 時間外保育事業（延長保育）

■ 事業概要

保育園及び認定こども園等で、施設が設定した利用日及び利用時間以外の日及び時間に保育を実施する事業です。

各園で、保護者の就労時間等によるニーズに応じて実施しています。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

見込み量は、ニーズ調査の結果が利用実績を下回っていたため、実績に基づき補正しました。また、潜在的な需要が徐々に顕在化してくるものとして、計画期間中に平均して増加するものと見込みました。

今後も、ニーズ調査等により把握した、保育の希望利用時間帯や保護者の労働時間などを考慮して、時間外の保育を確保します。すべての保育園及び認定こども園において事業実施を予定しています。

■ 量の見込みと確保方策

項目		年度	単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市	量の見込み		人		1,373	1,502	1,636	1,742	1,848
	確保方策		人	861	1,373	1,502	1,636	1,742	1,848
			か所	22	23	23	26	26	26
北部	量の見込み		人		398	435	475	505	535
	確保方策		人	-	398	435	475	505	535
本庁	量の見込み		人		347	380	414	440	468
	確保方策		人	-	347	380	414	440	468
多賀	量の見込み		人		368	402	437	466	494
	確保方策		人	-	368	402	437	466	494
南部	量の見込み		人		260	285	310	331	351
	確保方策		人	-	260	285	310	331	351

※ 人数は実人数

(4) 一時預かり事業（一時保育、預かり保育）

ア 一時預かり事業（一般型）

■ 事業概要

保護者の用事や育児疲れ、リフレッシュなどのため、家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

私立保育園全園と公立保育園3園で実施しているほか、ファミリー・サポート・センター事業でも預かり事業を行っています。また、トワイライトステイ事業により、平日の夜間と休日のニーズに対応しています。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

見込み量は、ニーズ調査で一時預かりを利用したいと回答した人の利用希望日数を基本とし、親族などの協力が得られる人の利用実態を勘案して算出しました。また、潜在的な需要が徐々に顕在化してくるものとして、計画期間中に平均して増加すると見込みました。

大幅な量の拡充が望まれていることから、実施個所を増やすほか、ファミリー・サポート・センターやトワイライトステイも合わせ、ニーズ対応を図ります。

■ 量の見込みと確保方策

項目		年度	単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市	量の見込み		人		20,701	22,180	23,659	25,138	26,616
	一時預かり		人	14,234	16,689	17,656	18,623	19,590	20,556
			か所	14	15	15	18	18	18
	ファミリー・サポート・センター		人	3,509	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000
			か所	1	1	1	1	1	1
	トワイライトステイ		人	0	12	24	36	48	60
		か所	1	1	1	1	1	1	
北部	量の見込み		人		5,821	6,237	6,653	7,068	7,484
	確保方策	一時預かり	人	-	4,818	5,106	5,394	5,681	5,969
		ファミリー・サポート・センター	人	-	1,000	1,125	1,250	1,375	1,500
		トワイライトステイ	人	-	3	6	9	12	15
本庁	量の見込み		人		5,568	5,966	6,364	6,761	7,159
	確保方策	一時預かり	人	-	4,565	4,835	5,105	5,374	5,644
		ファミリー・サポート・センター	人	-	1,000	1,125	1,250	1,375	1,500
		トワイライトステイ	人	-	3	6	9	12	15
多賀	量の見込み		人		5,143	5,511	5,878	6,246	6,613
	確保方策	一時預かり	人	-	4,140	4,380	4,619	4,859	5,098
		ファミリー・サポート・センター	人	-	1,000	1,125	1,250	1,375	1,500
		トワイライトステイ	人	-	3	6	9	12	15
南部	量の見込み		人		4,169	4,466	4,764	5,063	5,360
	確保方策	一時預かり	人	-	3,166	3,335	3,505	3,676	3,845
		ファミリー・サポート・センター	人	-	1,000	1,125	1,250	1,375	1,500
		トワイライトステイ	人	-	3	6	9	12	15

※ 人数は年間の延べ利用人数

※ ファミリー・サポート・センターの箇所数は、事務局の数

イ 一時預かり事業（幼稚園型）

■ 事業概要

保護者の用事や仕事、リフレッシュなどのため、家庭における保育が一時的に困難となった幼稚園又は認定こども園の在園児を教育時間終了後に引き続き預かり、必要な保育を行う事業です。

私立幼稚園全園と公立幼稚園3園で実施しています。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

見込み量は、ニーズ調査で1号認定に想定され、一時預かりを利用したいと回答した人の利用希望日数を基本とし、親族などの協力が得られる人の利用実態を勘案して算出しました。また、潜在的な需要が徐々に顕在化してくるものとして、計画期間中に平均して増加すると見込みました。

今後、公立幼稚園全園での実施を目指すほか、認定こども園に移行する園でも実施していきます。

■ 量の見込みと確保方策

項目	年度		単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	量の見込み	確保方策							
全市	量の見込み	1号認定による利用	人		7,695	8,431	9,167	9,904	10,632
		2号認定による利用	人		26,805	29,369	31,933	34,496	37,034
	確保方策		人	27,899	29,045	31,822	41,100	44,400	47,666
			か所	21	19	21	31	31	31
北部	量の見込み		人		11,491	12,584	13,683	14,775	15,868
			人	—	9,767	10,696	13,683	14,775	15,868
	確保方策		人	—	9,767	10,696	13,683	14,775	15,868
			か所	4	2	2	4	4	4
本庁	量の見込み		人		8,034	8,806	9,573	10,350	11,114
			人	—	6,588	7,221	9,573	10,350	11,114
	確保方策		人	—	6,588	7,221	9,573	10,350	11,114
			か所	6	4	4	6	6	6
多賀	量の見込み		人		8,146	8,931	9,708	10,481	11,258
			人	—	6,680	7,323	9,708	10,481	11,258
	確保方策		人	—	6,680	7,323	9,708	10,481	11,258
			か所	6	3	3	6	6	6
南部	量の見込み		人		8,146	8,931	9,708	10,481	11,258
			人	—	6,010	6,582	8,136	8,794	9,426
	確保方策		人	—	6,010	6,582	8,136	8,794	9,426
			か所	5	2	2	5	5	5

※ 人数は年間の延べ利用人数

※ 平成27年度以降の確保方策か所数は、市の委託を受けて一時預かり事業を実施する幼稚園分です。

(5) 病児保育事業（病後児保育）

■ 事業概要

病気又は病気回復期にあるため集団保育ができない子どもを、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

本市では2か所で病後児保育（回復期にあつて集団保育ができない子どもの保育）を実施しているほか、ファミリー・サポート・センター事業として病後児預かりに対応しています。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

見込み量は、ニーズ調査で2号又は3号認定に想定され、病児預かり事業を利用したいと回答した人の利用希望日数を基本とし、親族などの協力が得られる人の利用実態を勘案して、算出しました。

27年度から北部区域で病後児保育を開始する予定があり、本庁区域に病児保育が確保できるまでは、北部や多賀区域の病児保育及びファミリー・サポート・センターの事業により確保し、計画期間中に、全区域での実施を目指します。

■ 量の見込みと確保方策

項目	年度		単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	量の見込み	確保方策							
全市	量の見込み		人		2,173	2,128	2,097	2,040	1,992
		病後児保育		人	297	1,920	1,920	1,920	1,920
	ファミリー・サポート・センター			か所	2	4	4	4	4
			人	10	253	208	177	120	72
北部	量の見込み		人		628	614	605	588	574
		一時預かり		人	—	834	831	829	828
	ファミリー・サポート・センター			か所	0	2	2	2	2
			人	—	44	33	26	10	8
本庁	量の見込み		人		501	491	483	470	459
		一時預かり		人	—	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター			か所	0	0	0	0	0
			人	—	121	111	103	90	48

多賀	量の見込み		人		555	543	536	522	510
	確保方策	一時預かり	人	—	685	673	666	652	510
			か所	1	1	1	1	1	1
南部	量の見込み		人		489	480	473	460	449
	確保方策	一時預かり	人	—	489	480	473	460	449
			か所	1	1	1	1	1	1
多賀	量の見込み		人		44	32	24	10	8
	確保方策	ファミリー・サポート・センター	人	—	44	32	24	10	8
			か所	1	1	1	1	1	1

※ 人数は年間の延べ利用人数

(6) 妊婦健康診査事業

■ 事業概要

妊婦の健康を保ち、安心して出産できるよう、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

実施時期は ①初期～妊娠23週：4週間に1回 ②妊娠24～35週：2週間に1回

③妊娠36週～分娩：1週間に1回で、健康状態の把握、検査計測、保健指導及び必要に応じた医学的検査を行います。

母子健康手帳交付時に、妊婦1人につき14回分の受診票を配付し、妊婦健康診査に係る費用を助成しています。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

見込み量はニーズ調査によらず、出生数等を勘案して受診者の数を算出しました。健診回数は、1人当たり平均受診回数（12回）を受診者数に乗じて算出しました。提供区域は、市全域です。

県内外の医療機関において、委託契約を行う医療機関で実施します。県外で受診する場合にも対応します。



■ 量の見込みと確保方策

項目	年度	単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			量の見込み	受診者数	人	1,412	1,325	1,280
	健診回数	回	15,921	15,900	15,360	14,928	14,592	14,256
確保方策	実施場所：県内外の医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：県医師会・県外医療機関との委託契約 検査項目：国が定める基本的な妊婦健診項目							

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

■ 事業概要

乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに子育てについての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

生後4か月までに、保健師・助産師等がすべての対象家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行っています。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

見込み量はニーズ調査によらず、全戸（訪問率100%）という事業趣旨から、出生数（0歳児推計人口）と同数として算出しました。提供区域は、市全域です。

■ 量の見込みと確保方策

項目	年度	単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			量の見込み	人	1,288	1,192	1,152	1,120
確保方策	実施体制：個人委託助産師7名及び市保健師・助産師18名 実施機関：健康づくり推進課							

(8) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子ども総合プラン

ア 放課後児童クラブ

■ 事業概要

放課後や学校休業日に、保護者が就労等により家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供する事業です。

公設24クラブと民間6クラブで放課後児童クラブを実施し、主に小学校1～3年生を受け入れています。そのほか、私立保育園等8か所で、学童の保育を実施しています。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

見込み量は、小学校1～3年生の保護者対象のニーズ調査結果により、低学年（1～3年生）と高学年（4～6年生）それぞれに算出しました。低学年での利用希望と、高学年になった時の利用希望を基本とし、学年が上がるほど利用希望に減少傾向がみられることを勘案して、高学年については親族などの協力が得られる人の割合を除いて見込み量を算出しました。

確保に当たっては、小学校ごとにニーズを満たすよう、小学校内の公設放課後児童クラブを核として充実を図るとともに、民間事業者への支援を充実させます。

■ 量の見込みと確保方策

項目		年度	単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市	量の見込み	低学年	人		1,042	1,020	983	970	967
		高学年	人		425	416	402	396	362
		合計	人		1,467	1,436	1,385	1,366	1,329
	確保方策	登録数	人	787	1,355	1,418	1,385	1,366	1,329
		施設数	公設	か所	24	24	26	29	32
	民間		か所	6	16	16	16	16	16
北部	量の見込み		人		430	426	405	399	384
	確保方策		人	—	370	369	389	389	384
本庁	量の見込み		人		341	333	322	323	319
	確保方策		人	—	341	333	322	323	319
多賀	量の見込み		人		429	415	398	393	379
	確保方策		人	—	384	415	398	393	379
南部	量の見込み		人		247	242	240	231	227
	確保方策		人	—	206	206	226	231	227
特別支援学校	量の見込み		人		20	20	20	20	20
	確保方策		人	—	20	20	20	20	20

※ 人数は年度当初の登録人数
 ※ 施設数は、年度当初に受入可能な箇所数。（複数の教室を利用する場合は部屋ごとにカウントしています。）
 ※ 特別支援学校については、4区域とは別に区分しています。

イ 放課後子ども総合プラン

■ 事業概要

小中学校において、すべての子どもを対象に、放課後等を安全に過ごし、学習等の活動を行うことができるよう、放課後子供教室の整備を推進するとともに、小学校においては放課後児童クラブとの連携を推進します。

■ 事業計画

- 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
 - 84ページに記載
- 放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
 - 平成31年度までに、全小中学校に整備することを目指します。
- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
 - 平成31年度までに、小学校23か所での実施を目指します。
- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施に関する具体的な方策
 - 放課後児童クラブと放課後子供教室の共通プログラムの企画及び実施に関しては、放課後児童クラブと放課後子供教室の支援員等が連携して行います。
- 余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
 - 小中学校の余裕教室の利用及び、特別教室、図書室等の一時利用を推進します。
- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
 - 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たっては、教育委員会と福祉部局が連携し、総合的な放課後対策として協議を行います。
- 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
 - 5年間の計画期間において、学校ごとのニーズを見極めながら、公設児童クラブの開所時間延長及び土曜日開設を進めます。

(9) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

■ 事業概要

育児ストレス、望まない妊娠、虐待のおそれがあるなど、支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問や相談などにより、支援を必要とする家庭を把握し、ケースワーカー等が居宅を訪問して、対象家庭の適切な養育の確保に努めています。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

要育支援訪問事業の見込み量はニーズ調査によらず、これまでの実績を基に算出しました。提供区域は、市全域です。

要保護児童等に対する支援に資する事業については、支援が必要な家庭の把握に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携を取りながら支援していきます。

■ 量の見込みと確保方策

項目	年度	単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		人	37	68	68	68	68	68
確保方策	実施体制：子ども福祉課職員6名 健康づくり推進課保健師16名、助産師6名 実施機関：子ども福祉課							

※ 人数は対象とする実人数

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

■ 事業概要

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行う者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

子どもすくすくセンター内に事務局を置き、約800人の会員同士の連絡・調整を実施しており、保育施設や放課後児童クラブへの送迎、保育園・幼稚園・学校等前後の預かり、病後児の預かり、宿泊を伴う預かりなど、様々な援助を行っています。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

見込み量は、ニーズ調査により把握した、小学生になった時の放課後のファミリー・サポート・センターの利用希望日数を基本として算出しました。また、潜在的な需要が徐々に顕在化していくものとして、計画期間中に平均して増加するものと見込みました。提供区域は市全域です。

子育て家庭への事業周知とともに、協力会員増に努めて提供体制の強化を図ります。
 ※小学校就学前の子ども対象の事業については79ページの（4）一時預かり事業、病後児預かりの事業については82ページの（5）病児保育事業に記載しています。

■ 量の見込みと確保方策（小学生対象のみ）

項目	年度	単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		人		2,490	2,880	3,270	3,660	4,056
確保方策		人	1,710	2,490	2,880	3,270	3,660	4,056

※ 人数は年間の延べ利用人数

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 <新規事業>

■ 事業概要

教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を助成する事業です。

子ども・子育て支援新制度の創設に伴う新規事業です。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

量の見込みを設定して確保する事業ではないため、国の動向を踏まえ、国の基準に基づき実施します。

(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

■ 事業概要

保護者が、疾病・疲労などにより児童の養育が困難となった場合等に、適切に保護できる児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

市内外児童養護施設等4施設と委託契約によりショートステイを実施しています。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

ニーズ調査結果では実態に合わない数値となったため、過去の利用実績を勘案して見込み量を算出しました。提供区域は、市全域です。

受入先となる児童養護施設等との委託の拡充を図るとともに、里親委託も視野に入れ、利用者のニーズに合った支援策の構築について検討を行います。

※夜間や休日に対応する子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、87ページの（4）一時預かり事業に記載しています。

■ 量の見込みと確保方策

項目	年度	単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		人		42	42	42	42	42
確保方策		人	0	42	42	42	42	42
		か所	4	5	5	5	5	5

※ 人数は年間の延べ利用人数（利用する子どもの数）

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 <新規事業>

■ 事業概要

保育園、小規模保育事業、認定こども園や、地域子ども・子育て支援事業に参入する民間事業者に対して支援を行う事業です。多様な事業者の能力を活用するため、新たに開始する事業に関する相談、助言、各種手続きに関する支援等を行います。

また、認定こども園で特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合に、国の基準に沿って必要な費用を補助します。

子ども・子育て支援新制度の創設に伴う新規事業です。

■ 量の見込みと確保方策の考え方

市町村の担当者のほか、保育園の保育士 OB などの事業経験者等により、新規参入施設への巡回支援など、必要な支援を行います。

巡回支援及び特別支援とも、量の見込みを設定して確保する事業ではないため、国の動向を踏まえて国の基準に基づき実施します。



1

母子保健計画

母子保健計画は、効果的な母子保健対策の推進を図るための市町村計画として、母子保健の国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」で示された課題や指標を基本として策定します。

母子保健の推進に当たっては、少子化等に伴い子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるため、医療や福祉、教育等の分野間の連携の下、切れ目なく、母子保健サービスが提供されることが重要です。

このため本市では、母子の生命を守り、母子の健康の保持・増進を図ることを念頭に置き、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援法に基づく市町村行動計画等と一体的に母子保健計画を策定し、取り組みます。

※ 健やか親子21（第2次）

「健やか親子21（第2次）」は、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンとして、安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりという少子化対策としての意義を持ち、少子・高齢社会において国民が健康で元気に生活できる社会の実現を図るための国民の健康づくり運動計画である「健康日本21」の一翼を担っています。

2

母子保健施策の体系

本市における母子保健施策の体系は次表のとおりです。（第3章（p.28）からの抜粋）子どもと子育てに関する他の施策と密接に関連しているため、他の分野と分けず一体的なものとして、施策の展開については第4章の中で記載しています。

基本目標	課題	施策の展開	
I すべての子どもが 健やかに育つ 環境をつくる	① 妊娠・出産から乳幼児への 切れ目ない保健対策	(1) 妊娠・出産の支援	
		(2) 子どもの成長、育児の支援	
	② 医療の確保	(1) 医療体制の整備	
	③ 特に配慮が必要な子どもと親への支援	(1) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援	
IV 子どもの成長と 自立を促進する	④ 児童虐待防止対策	(1) 妊娠期からの児童虐待防止対策	
		② 学童期・思春期から 成人期に向けた保健対策	(1) 思春期保健の充実
			(2) 早期の生活習慣病予防の支援

3

母子保健の指標及び目標

「すこやか親子21（第2次）」では、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向けて、5年後（中間評価目標）及び10年後（最終評価目標）の、段階的な目標設定がされています。

本計画は「健やか親子21（第2次）」の指標を参考に、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画として、次のように指標及び目標を設定します。なお、「健やか親子21（第2次）」の指標になっている項目については、参考として「健やか親子21（第2次）」の最終評価目標（平成36年度）も掲載しています。

(1) 妊娠・出産の支援

安心、安全な妊娠・出産に向けて、妊娠前及び妊娠中の健康管理の啓発や様々な不安や悩みに応ずる相談体制の充実、また、医療・保健・福祉・教育の関係機関とのネットワークを活用した適切な支援等に努めます。特に、妊娠期からの早期支援が重要であることから、妊娠届出の重要性に関する認識を醸成するとともに、母子健康手帳の交付時に母子保健事業等の周知に努めます。

指標は、近年低出生体重児が増加している要因として、若い女性のやせ、喫煙、妊娠中の不適切な体重管理、妊婦の高齢化、不妊治療の増加等による複産の増加などが指摘されていることから、食生活や喫煙等、改善可能な要因についての対策を強化して、低出生体重児の減少を目指します。

指標	実績	目標 (平成31年度)	<参考> 健やか親子21の 平成36年度目標
全出生数中の低出生体重児の割合	8.6%	減少	減少
妊娠中の妊婦の喫煙率	3.0%	0%	0%

実績：平成25年度母子保健事業実施状況

(2) 子どもの成長・育児の支援

健やかな子どもの成長に向けて、子どもの健康及び親の健康の保持増進に努めます。そのため、母子保健事業のあらゆる機会を捉えて、子どもの成長発達に応じた子育ての不安や悩みに気軽に相談できる体制及び親の育児力を高めるための正しい子育て知識の普及啓発等に努めます。

指標は、受診率の高い乳幼児健康診査が、病気の早期発見や年齢に応じた発育・発達を促すための基本的な生活習慣・むし歯予防・栄養等の正しい知識の普及啓発が行える場であることから、未受診者の把握に努め、受診率の向上を目指します。

指標	実績	目標 (平成31年度)	<参考> 健やか親子21の 平成36年度目標
乳幼児健康診査の 受診率	3～6か月児 84.4%	3～6か月児 97.0%	3～6か月児 98.0%
	1歳6か月児 93.1%	1歳6か月児 96.0%	1歳6か月児 97.0%
	3歳児 92.0%	3歳児 94.0%	3歳児 95.0%
むし歯のない3歳児の割合	81.0%	85.0%	90.0%

実績：平成25年度母子保健事業実施状況

(3) 医療体制の整備

県、医師会、保健所等関係機関と連携し、地域周産期母子医療センターの早期再開に向けた取組を行うとともに、安全な出産・育児ができるよう、産科医療や小児科医療体制の確保及び救急医療体制の充実に努めます。

指標は、身近な診療所が、病気の相談や診療を受ける大切な存在であることから、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、電話健康相談を推奨し、子どものかかりつけ医・歯科医をもつ保護者の割合の増加を目指します。

指標	実績	目標 (平成31年度)	<参考> 健やか親子21の 平成36年度目標
子どものかかりつけ医 (医師・歯科医師)を もつ保護者の割合	医師 79.7%	医師 90.0%	医師 95.0%
	歯科医師 34.6%	歯科医師 45.0%	歯科医師 50.0%
ひたち健康ダイヤル24 を知っている保護者の 割合	72.0%	100%	—

実績：平成26年度 親と子の健康度調査（3歳児健康診査時）
平成25年度 幼児健康診査時アンケート

(4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

親が育児に対して前向きに、そして余裕と自信を持てるよう、母子保健事業のあらゆる機会を通して、親の発する育てにくさのサインに早期に気づき、関係機関と連携を図り、専門職（医師・保健師等）による支援を行います。

指標は、親が気軽に相談できる相談窓口等の情報を知り、利用することにより、「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親」、「育てにくさを感じたときに対処できる親」の割合の増加を目指します。

指標	実績	目標 (平成31年度)	<参考> 健やか親子21の 平成36年度目標
ゆったりとした気分で子 どもと過ごせる時間がある 母親の割合	61.8%	62.0%	64.0%
育てにくさを感じたとき に対処できる親の割合	83.0%	90.0%	95.0%

実績：平成26年度 親と子の健康度調査（3歳児健康診査時）

(5) 妊娠期からの児童虐待防止対策

子育て中の育児不安やストレスの増大は、子どもの虐待につながる危険性が高くなることから、その不安やストレスを和らげるために、母子保健事業のあらゆる機会を捉えてきめ細かな支援に努めます。特に、妊娠届出の早期からハイリスク妊婦を把握し、出産後の養育環境を視野においた必要な支援を行うとともに、出産後乳児家庭全戸訪問において産後うつ傾向のある産婦を早期に把握し適切な支援を行うことで、不安の解消と早期の虐待防止に努めます。

指標は、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な養育環境の確保を目的として、乳児家庭全戸訪問の実施率100%を目指します。

指標	実績	目標 (平成31年度)	<参考> 健やか親子21の 平成36年度目標
乳児家庭全戸訪問の 実施率	98.6%	100%	100%

実績：平成25年度 母子保健事業実施状況

(6) 思春期保健の充実

子どもたちの将来に向けて、生命（いのち）の大切さを理解できる機会を設けるとともに、望まない妊娠を避け、子どもを産みたいと希望するときに妊娠・出産ができるように、心身の健康や性、妊娠・出産に関する正しい知識の普及に努めます。

指標は、外部講師による思春期教育（性教育等）を、小学生、中学生、高校生が、市内全校で受講できる体制の整備を目指します。

指標	実績	目標 (平成31年度)	<参考> 健やか親子21の 平成36年度目標
医師会等と連携した思 春期教育の実施校	小学校 25校	小学校 25校（全校）	市内全校
	中学校 14校	中学校 17校（全校）	
	高等学校 0校	高等学校 8校（全校）	

実績：平成25年度 母子保健事業実施状況

(7) 早期の生活習慣病予防の支援

生活習慣病予防に早期から取り組むため、子どもたちに対する禁煙教育、歯科教育、食習慣の基盤づくりとなる栄養教育等に努めます。

指標は、低出生体重児や糖尿病等生活習慣病発症の一要因と指摘されている思春期やせや肥満傾向児の割合について、学校との連携により、その減少を目指します。

指標	実績	目標 (平成31年度)	<参考> 健やか親子21の 平成36年度目標
朝食を毎日食べる 子どもの割合	小学6年生 90.4%	100%	—
	中学3年生 86.9%		
小学生における肥満 傾向児の割合	小学5年生 10.8%	8.0%	7.0%

実績：平成26年度 学力・学習状況調査
平成25年度 学校保健統計

母子保健事業の実施計画

本市の母子保健の水準を向上させるため、3の「母子保健の指標及び目標」の達成に向けて、見込み量を定めて計画的に母子保健事業を推進します。このうち主な事業の実施計画は下記のとおりです。

(1) 妊娠・出産の支援

事業		年度	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
妊婦健康診査	健康診査1回目受診者数(人)		1,412	1,325	1,280	1,244	1,216	1,188
不妊治療費助成	申請案件数(件)		83	110	110	110	110	110
	申請延件数(件)		143	220	220	220	220	220
不育症治療費助成	申請案件数(件)		2	10	10	10	10	10

(2) 子どもの成長、育児の支援

事業		年度	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
乳児健康診査	第1回(生後3~6か月)受診率(%)		84.4	88.0	90.0	93.0	95.0	97.0
	第2回(生後9~11か月)受診率(%)		73.4	75.0	77.0	78.0	79.0	80.0
幼児健康診査	1歳6か月児健康診査受診率(%)		93.1	94.0	95.0	95.0	95.0	96.0
	3歳児健康診査受診率(%)		92.0	93.0	93.0	94.0	94.0	94.0
予防接種	4種混合接種率(%)		83.7	93.0	94.0	95.0	95.0	95.0
	麻しん風しん(1期)接種率(%)		94.6	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0

(3) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

事業		年度	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
幼児健康診査等事後指導教室(のびっこくらぶ)	実施回数(回)		53	55	55	55	55	55
	延参加者数(人)		361	400	400	400	400	400
幼児健康診査等事後相談(のびのび相談)	実施回数(回)		18	20	20	21	21	22
	相談案件数(件)		98	105	105	109	109	113
幼児健康診査等事後指導(発達相談支援)	実施回数(回)		6	6	6	6	6	6
	相談案件数(件)		21	24	24	24	24	24

(4) 妊娠期からの児童虐待防止対策

事業		年度	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
妊婦訪問	延訪問回数(回)		23	25	25	25	25	25
乳児家庭全戸訪問	訪問件数(件)		1,288	1,192	1,152	1,120	1,094	1,069
	延訪問回数(回)		1,411	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
幼児訪問	延訪問回数(回)		210	210	210	210	210	210

(5) 思春期保健の充実

事業		年度	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
いのちの教育	小学校(校)		25	25	25	25	25	25
	中学校(校)		14	17	17	17	17	17
ライフプラン教育	高等学校(校)		0	3	4	5	6	8

(6) 早期の生活習慣病予防の支援

事業		年度	25年度 実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
食育推進事業	実施回数 (回)		7	9	10	10	10	10
歯と口の健康教育	実施回数 (回)		15	17	17	17	17	17
がん予防・生活習慣病予防教育	実施回数 (回)		0	2	4	6	8	10

